

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 3 ） （ 28. 2 定 ）			
日 時	平成 2 8 年 6 月 2 8 日 （ 火 ）	開 議	午後 1 時 2 0 分
		散 会	午後 5 時 3 3 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	小貫委員長、酒井（隆行）副委員長、秋元・安斎・高野・斉藤・鈴木・濱本・佐々木各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長（総務部長事務取扱）、水道局長、 財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、産業港湾部参事、消防長、 会計管理者、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者 （選挙管理委員会事務局長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高野委員、斉藤委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、民主党、新風小樽の順といたします。

○高野委員

◎小学校、中学校の登校時間について

小学校、中学校の登校時間について質問します。

中学校の近くに住んでいる住民の方から、子供たちが雨の日やふぶいている日でも、学校の玄関があかず、震えながら玄関のドアがあくのを待っていて、その方が生徒に何で入らないのかということを知ったら、時間にならないとあけてくれないという話を聞いて、その方が学校にも伝えたけれども、早く玄関をあけることは難しいと言われたと聞いています。学校によっては 8 時 20 分に玄関をあけて、その 10 分後に始業チャイムが鳴る学校や、8 時に玄関があいて 8 時 25 分にチャイムが鳴る学校もあると聞いておりますが、なぜ学校によってこのようなタイムラグが生じるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

児童・生徒の登校時間については、校区の状況や児童・生徒の人数、バス通学など地域によって児童・生徒が登校する状況は異なっており、地域や学校の実情に応じて校長が決定するものでありますので、学校によって登校時間に違いがございます。

○高野委員

教育委員会として、玄関の施錠時間や児童・生徒の登校時間は把握しているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

各学校の児童・生徒の登校時間と玄関の施錠時間を調べて、こちらで把握しましたところ、短いところでは、開門時間が 10 分間の学校が 4 校、15 分の学校が 9 校など学校によって違いがあり、長いところでは、特に登校時間を決めないで、例えば中学校の部活動の朝練習などで朝早く登校してきた生徒から順に入れている学校もありますので、各学校が自校の状況に応じて登校の時刻を設定しております。

○高野委員

では、保護者の方や児童・生徒から早くあけてほしいという問い合わせなどは、今までなかったのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

全ての学校に聞いたところ、昨年度、もう少し玄関をあける時刻を早めてほしいという声が中学校の保護者から 1 件あり、学校からは、登校時刻など決められた時間を守って行動することの大切さですとか、生徒間のトラブル防止など、生徒指導上の配慮をすることなど学校の方針を伝えたと、保護者の方に理解していただいたと報告を受けておりますが、その他の学校においては、特に苦情や問い合わせ等はございませんでした。

○高野委員

保護者の人にも周知しているという話なのですが、天気が悪いときなどは、やはり児童・生徒が風邪を引いてしまったり、本当に健康にも被害が起り得る問題で、学校に安心して行けるためにも、やはり最低でも玄関をあける時間というのは 20 分から 30 分はしっかり見るべきだと思いますが、どうでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

登校時間については、時間帯を決めて、その時間に登校するように、例えば学校便りや保護者会等で周知し、決められた時間を守って行動することを大切にしている学校が多く見られますが、これ以外にも、地域の方々の通学路の見守りの時間帯ですとか、防犯上できるだけ多くの人数で登校することなど、登校時の安全にも配慮する必要がありますので、ただいま20分から30分というお話がございましたが、児童・生徒が安心して登校するために、どのくらいの登校時間を確保すればよいかということにつきましては、各学校が総合的に判断し決めることが大切であると考えております。

○高野委員

あくまでも校長にゆだねているということですが、やはり臨機応変にといいますか、雨の日やふぶいているときには、この決まっている時間があっても早めにあけるとか、それはやはりしっかりしないといけない問題だと思いますがいかがでしょうか。

（「学校に先生いるんだから、あけてあげればいいでしょう」と呼ぶ者あり）

○（教育）学校教育支援室大山主幹

天候等に応じて、例えば開門時間が決められていても、状況に応じて配慮している学校もあるということで、こちらでは状況を押さえてはございます。

○委員長

配慮していない学校もあるということですね。

（「そういうことだな」と呼ぶ者あり）

○高野委員

今の話ですと、配慮する学校もあるけれども、配慮しない学校もありますというような答弁だったのかなと思うのですが、それはやはり教育委員会としてもしっかり把握して、これは徹底するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室長

今、委員のおっしゃるように、先ほども主幹も言いましたけれども、学校では、その天候の状況に応じて子供たちを少し早目に入りなさいとか、そういう声はかけてございます。

しかしながら、先ほど委員がおっしゃったように、例えば開門の時間を長くしても早く来る子は早く来てしまうのです。それでやはり待つてしまうということもあります。

それから、例えば中学校においては、朝の打ち合わせの時間というのは、校内に教員方が朝の打ち合わせの時間でおりますので、そういうときにやはり学校内の安全管理という部分においては、やはり難しいという面もあります。そういったいろいろなものを考慮しながら、各学校は、やはり子供たちの健康面というのは当然考えてございますけれども、そういう児童・生徒の指導上の面とか安全面とかも全て考慮しながら考えてございますので、その部分は御理解いただきたいと思いますし、子供たちの状況を見て、教員方は、毎年日課表を見直します。その見直しの中で、やはりこの時間がいいのではないかと、それからもう少し保護者にきちんとお伝えしようとか、そういう配慮をしながら進めてございますので、御理解いただければというふうに思います。

○高野委員

早く来る子供もいるというのは、それは当然だと思うのです。皆さん、それぞれ家を出る時間もばらばらですし、それは難しいと思いますけれども、私は1時間前にあけるとかという話もしているわけではありません。実際に吹雪の日とかなかなかあけてくれないという実態があったので、私は質問をしているわけですから、そこはやはり教育委員会としても、もっと学校には天気の悪い日は、必ず早目にあけるとかそういう指導はするべきだと思いますが、再度お願いします。

○（教育）学校教育支援室長

天候の状況だとか、また子供たちの健康状態だとかいろいろな部分で、学校は当然配慮するべきだと思います。そういった意味で、先ほど委員がおっしゃったように、そういう状況をきちんとやはり学校としては把握して、そしてその状況に応じて柔軟に対応していくということは必要であろうかというふうに思いますので、今後、校長またはいろいろ学校の状況だとかを私たちも把握しまして、校長会を通じて、今後もその部分については、そういう声があったということも含めてお伝えしてまいりたいと思います。

○高野委員

ぜひお願いいたします。

◎小・中学校のトイレについて

次に、小・中学校のトイレについてなのですが、現在、住宅のトイレや幼稚園、保育所の多くが洋式便器になっています。しかし、小・中学校のトイレは、いまだに和式の便器が主流になっておりまして、小学校に入学して初めて和式のトイレに遭遇して戸惑って我慢してしまうケースもあると聞いております。実際、市内の保護者からも、小学校に入学した子供が、和式トイレでできないと言って戸惑っており、洋式を増やしてほしいというような声も聞いております。現在、市内の小・中学校の洋式と和式の割合は、どのようになっているのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

小・中学校の和式便器と洋式便器の割合についてお答えいたします。

小学校につきましては、洋式は43.1%、中学校については40.2%となっております。

男女で言いますと、小学校が男子が50.8%、女子が39.3%です。

○高野委員

小学校では、各階に1個しか洋式トイレがない学校もあるというふうに聞いています。今後は、和式から洋式に変更する予定などあるのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

小・中学校のトイレにつきましては、状況に応じて、現在も和式から洋式へ変更しているところでございます。今年度も統合されます北陵中学校につきましては、トイレの改修を行いまして、洋式化を行う予定でございます。

また、今後につきましても、トイレの改修に合わせまして、和式から洋式に変更し、順次、整備していきたいというふうに考えてございます。

○高野委員

全国公立小中学校アンケート調査を見ると、「学校で児童・生徒のために改善が必要と思われるのはどこですか」の問いに一番多いのが「トイレ」でした。

また、トイレに行くのを我慢してしまう人の理由には、匂う・臭いが多く、次に和式便器が嫌だからというのが上位にきています。現在、小学生から始まる便秘の子供がふえている報告もありますが、トイレにまつわる調査はどのようにしているのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

トイレのアンケート調査ということでございますけれども、本市としましては、平成12年度に一度実施してございます。この調査につきましては、学校のトイレの嫌いなところ、それから改善してほしいところなどを調査しておりまして、主な集計結果としましては、嫌いな点では、今、委員がおっしゃいましたように暗い、臭い、汚いが多く、便器の洋式化についても要望が多くございました。

○高野委員

学校のトイレの改修に当たっては、今おっしゃっていた、いわゆる5Kの「暗い」「臭い」「汚い」「怖い」「壊れている」の解消を求め、自治体によっては、自分たちの地域らしさや学校らしさを取り入れようとする動きも出

ています。山梨県の小学校では、明るい、楽しいトイレを目指し、教育委員会の担当者が学校や地域から聞き取りをし、校歌をもとに校舎の窓からよく見える富士山や敷地にある木などをトイレの壁紙に描き、絵の内容を説明したプレートも添えられて、子供たちはトイレが変わって「トイレが楽しい場所になった」と、改修の後にアンケートをしたら、そういうような話もされています。本市でも和式から洋式に早期に変えること、進めること、またトイレに行きたくなる工夫をする必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○（教育）施設管理課長

現在、家庭や商業施設等において、トイレの洋式化が進んでございます。生活環境に合わせたトイレの改修整備が必要だということではございますけれども、本市の学校施設にあるトイレにつきましては、明るく清潔感があり、より子供たちが利用しやすいトイレの整備に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○高野委員

学校のトイレ研究会が実施した全国自治体アンケート調査では、校舎と体育館の最低2カ所にいろいろな方が利用できるような多目的トイレが必要であるという結果があります。それは、東日本大震災のときに避難所の施設と整備について、トイレが一番の問題になった経過もあると思います。高齢者の方や車椅子の方が和式トイレでは使用できないという状況もあります。今後、改修する際には、やはり避難所となる体育館のトイレも多目的トイレといたしますか、車椅子の方も利用できるようなことも進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室半田主幹

避難所となる体育館のトイレの多機能化についてですが、災害時にトイレが使用しにくいと、高齢者などが使用を控え、心身の機能が低下することもございますので、バリアフリー型のトイレを含めた使いやすいトイレの確保は必要であると考えておりますが、バリアフリー型のトイレは、通常のトイレブースに比べ約3倍の面積を必要といたしますので、既存施設内での整備を行いますと、ほかの施設の面積縮小が伴うこととなるため、既存施設内での整備は困難であると考えております。バリアフリー型のトイレのない既存の施設を避難所として使用する場合には、必要に応じて北海道から貸与を受けている車椅子対応型のユニバーサルトイレを活用するほか、簡易トイレと間仕切りを組み合わせる使用することにより、専用のスペースを確保して対応してまいりたいと考えております。

○高野委員

今ある学校の中では、多機能トイレをやはり面積もかわることだから、なかなか設置するのは難しいということではございますけれども、災害用のトイレ、今、TOTOとかからもいろいろ出ていますけれども、やはり災害時で3日以内に届いたトイレ、1カ月近くかかってやっとトイレが届いたとか、そういうのもありますので、災害用のトイレは、今、簡易式とか仮設トイレ、マンホールトイレなどさまざまなものがあると思うのですが、本市としてもいろいろ金銭的にも問題もありますが、やはり足腰が悪い年配の方が安心してトイレを使用できるように設置するべきだと思います。

◎新市営室内水泳プールについて

次に、代表質問等で、新市営室内水泳プールについて、現在は建設場所を12カ所に絞り込んでいるという答弁がありましたけれども、12カ所というのは具体的にどこになるのでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

この12カ所は建設候補となり得る場所として、これまでに課題整理を行った場所ですが、具体的には、小樽公園周辺では小樽公園運動場、総合体育館用地、市民会館用地、緑小学校用地、教育委員会用地、それ以外では勤労青少年ホーム用地、総合福祉センター、保健所用地などであります。

○高野委員

それでは、その候補に上がっている建設場所をどこまで絞り込んだら公表するのでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

どのタイミングで公表できるかにつきましては、今後の協議事項ということになりますが、想定としてですが、場所の絞り込みとともに、ほかの公共施設との兼ね合いですとか、財政状況、そういったことも考慮しまして、建設形態も含めた絞り込みを今後進めていきまして、この場所にこのような施設をという、ある程度具体的な方向性が見えたときに公表できるものと考えております。

○高野委員

この場では、なかなか具体的には言えないということなのだろうと思います。

聞きたいことはまだありますけれども、次に災害対策について質問したいと思います。

◎災害対策について

災害発生時の人工透析や服薬の対応について、本市では人工透析を必要としている方やふだんから薬を必要としている方などに対し、医師会と連携を図りながら適切な医療を提供できるように対処するということですが、具体的にどう連携を図って医療を提供するようにするのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

災害時に適切な医療提供を行うための医師会などとの連携についてでありますけれども、小樽市地域防災計画の第 5 章第 8 節にあります医療救護計画におきましては、災害発生時の応急救護につきましては、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関等と密接な連携のもとに実施することとされております。災害対策本部長の要請に基づきまして、医師会と災害対策本部の衛生対策部が連携いたしまして、保健所内に救護対策本部を設置することとしております。この救護対策本部の本部長は、医師会長といたしまして、情報収集、救護資材の確保、輸送や応急医療などについて医師会と保健所で分担し活動を行います。

また、応急医療を迅速かつ適正に行うため災害対策本部長の要請に基づきまして、医師会長が救護班を編成し、指定救護所や災害現場などでの応急医療に当たることとしております。

また、避難所や在宅の障害者や高齢者、人工透析患者、慢性疾患患者及び乳幼児等の配慮を要する方に対しましては、医師と保健師等により巡回相談と診療を実施することとしておりまして、地域防災計画に基づき連携を行い、適切な医療の提供を行うこととしているところであります。

○高野委員

今お話にもあったと思うのですが、その医療救護計画に基づいてだと思うのですが、実際に災害があったら、各地域で、もう病院が分かれていると思うのですよね。北部地区は小樽掖済会病院とかと分かれていると思うのですが、災害が起こった場合に、病院側との連携は、この計画に基づいてなのですか、実際にすぐ連携はとれるようになっているということなのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

今、委員からお話がありましており、各地域ごと、市内 5 地区に分けておりますけれども、収容病院が定められております。医師会の会長が小樽市防災会議の委員にもなっておりますので、情報はスムーズに伝達されて、この計画に基づく行動がとられるというふうに思っております。

○高野委員

本市として B C P の策定、非常時対応マニュアルは策定されているのでしょうか。

○（総務）職員課長

市役所の業務の B C P ということでよろしかったでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

市の業務の B C P につきましては、まだ策定するには至ってございません。

○高野委員

これから策定する予定などはあるのでしょうか。

○（総務）職員課長

B C Pにしましても、例えば感染症の問題でB C Pを策定する必要があるという場合もありますし、今、御質問いただいていますように、災害があった場合ということもございますので、今後につきましては、それらを分けて考えなければならないのかなというところはあるのですけれども、それを踏まえた上で検討は進めてまいりたいというふうには思っています。

○高野委員

それでは、小樽市立病院でのB C Pの策定はあるのか、それともなければ策定予定はあるのかだけ、もし答えられるのであればお願いします。

○（病院）事務部次長

小樽市立病院では、昨年、B C P事業継続計画を策定しております。

○高野委員

薬を常に飲んでいる方、持病がある方は、ふだんから処方せんや常備薬を準備してもらうことがとても大事だと思うのです。あと、食料をそれぞれ住民の方に備蓄、確保していただくということの周知は本当に大切だと思うのですけれども、住民に対して災害時に備える、要は家庭に対する備蓄の周知というのはどのようにしているのでしょうか。

○（総務）災害対策室半田主幹

住民に対する災害時の備えの周知についてでありますけれども、本市では、まち育てふれあいトーク、ホームページなどで各家庭における災害時の備えについて周知しているところであり、このうちまちづくりふれあいトークでは、家庭備蓄について備蓄する優先順位や各備蓄品の置場のほか、優先順位ごとの品目も紹介しております。

また、ホームページでも非常持ち出し品、家庭備蓄品について掲載しており、非常持ち出し品については、重さの目安を示すとともに品目を例示し、その中に常備薬についても掲載しております。

また、家庭備蓄品については品目を掲載しているほか、農林水産省の緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイドへのリンクを張っておりまして、必要な備蓄食料の紹介をしております。

さらに、本年4月にはFMおたるの番組内で緊急非常放送システムを使用いたしまして、家庭備蓄について放送させていただいたところであります。今後におきましても、家庭備蓄に限らず、災害に関する知識の普及に継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○高野委員

周知のことで、今、FMおたるでお知らせしているという話もあったのですけれども、それ以外にこういう周知を考えているというのはありますか。

○（総務）災害対策室半田主幹

不定期ではあるのですけれども、広報おたるなどを使って周知してまいりたいと考えております。

○高野委員

それでは、小・中学校の防災教育はどのように高めているのでしょうか。教科書の副読本「わたしたちの小樽」「おたるの自然」にも災害時のことが記載されておりますけれども、「おたるの自然」に記載されている避難メモは、実際に生徒が作成して実践しているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

「おたるの自然」につきましては、ことし4月に改訂版を発行し各学校で活用しているところですが、この避難メモにつきましては、市の防災担当から資料を提供していただき、近くの避難場所や緊急連絡先、自宅近くの危険

箇所などを記入できるような例として今回新たに掲載したものであり、この後、10月に子供たちが学習する予定となっております。これまでも小学校6年生の理科「私たちの暮らしと災害」という学習の中でも、この避難メモと同じような我が家の防災カードというものが例示されておりますので、各学校では、これらの例を参考にしながら災害から命を守るために自分たちでできることを考え、話し合い、日常生活に生かす学習が行われております。

○高野委員

その10月に学習予定となっているのは、具体的にどのような学習内容なのでしょう。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

例えば、地震ですとか火山の噴火による災害やそれらに対する備えについて実際に調べたり、考えたりしたことをもとに進んで日常生活で活用するというような学習の中で、例としてこのような避難メモや教科書に掲載されている我が家の防災カードなどを活用しながら、自分たちでできることを考えて話し合うというような学習となっております。

○高野委員

話し合うというのもすごく大事だと思うのですが、子供たちが瞬時に行動できるようにするためには、やはり体で覚えるというのもすごく必要だと思います。他都市では、お笑いコンビCOWCOWの「あたりまえ体操」を「あたりまえ防災」として替え歌にして子供たちの防災知識を高めるとか、本市もぜひ外に出て実際に避難場所はどこかとか、周りにどのような危険な場所があるのかということを実践により役立つ、外に出て教育するというのも子供のうちから必要なのではないかと考えますがいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

今のお話のように、実際に外に出て体を動かしてということは非常に大切なことであると考えておりますので、例えば学校の中でも避難訓練ですとか、教科の学習の中で危険箇所を確認したりだとか、外に出て実際に確認するような学習を行っておりますので、今度もそのような学習を充実してまいりたいと考えてございます。

○高野委員

実際に教科書でも災害避難所などという写真も出ているわけですから、実際この災害避難所がどこにあるのかというのを、子供たちがしっかり見て学ぶというのもとても必要だと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、住宅の無料耐震診断や耐震診断費用の助成の引き上げについて、実績がないので現時点では考えがないということでしたけれども、市民にこれから実践につなげるための周知がこれから一番必要だということでしたが、それと同時に助成に関しても、耐震診断だけではなくて耐震を考えた住宅の改修を促す本市としても、やはり耐震シェルターですとか、そういう助成は考えるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○（建設）建築指導課長

住宅の耐震改修の助成についてですが、耐震改修はまず耐震診断を行って、現行の耐震基準を満たさない場合に、次の段階で改修をすることになります。

しかし、耐震診断の実績が無料耐震診断において、平成21年度の4件、あと22年度の2件とほとんどないことから、まず無料耐震診断と耐震診断助成の制度があるということを、これまで以上に市民の皆様へPRして、耐震診断について関心を持ってもらうことが必要であるということ、市民の皆様へPRしまして、耐震診断について関心を持ってもらうことが必要であると現時点では考えております。

○高野委員

崖崩れの危険箇所が民有地の場合、国の助成制度がなく防災工事が困難になっているという状況があります。市としても、国に助成制度の実施を求めることや、本市としても民有地を含む工事助成を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）近藤主幹

民有地の場合につきましては、その土地の所有者が工事を行うことが原則ですので、現在、その工事に対しての助成制度はございませんが、急傾斜地崩壊危険区域などの土砂災害対策工事は北海道で工事を実施しているため、整備要望があれば北海道に伝えているところではございます。

また、国に対しても積極的に整備を進めていただくように、土砂災害対策予算の増額を北海道市長会などを通じて要望しているところでございます。

○高野委員

道内の土砂災害警戒区域の指定状況を見ても、道内で札幌が一番高いのですけれども、次はやはり小樽市なのですよね、400カ所以上。次に、室蘭市で300カ所以上になっているのですけれども、やはりこういう土砂災害が起きやすい小樽地域ですので、ぜひこれは本市としても、確かに基本的には土地を持っている人が直すとかが、実際なのかもしれないのですけれども、なかなか費用的な問題などがあります。実際、災害が起きたら本当に命にかかわる問題ですので、本市としても、ぜひ助成を考えるべきだと思いますが、再度お願いします。

○（建設）近藤主幹

市民の方からは、具体的に助成制度についての要望については、今のところございませんけれども、今後そのような御要望があれば、他都市の事例などについて情報収集していきたいと考えてございます。

○高野委員

ぜひお願いします。

◎待機児童について

次に移りまして、待機児童の対策についてお伺いします。

代表質問で、正規職員を増やさなければ保育士の確保にはつながらないのではないかという質問に対し、市長からは、平成29年度に市立保育所の児童の入所定員を改める予定だという答弁がありました。入所定員をどのように改めるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

市立保育所の児童の入所定員につきましては、3年ごとに定めることとしておりまして、過去3か年の保育所別、歳児別の入所状況を精査いたしまして、保育所ごとに歳児別に定めることとしております。

○高野委員

その定めた後は、どうするのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

市立保育所の児童の入所定員を定めた後につきましては、市立保育所における必要な保育士の数というのを検討いたしまして、総務部に伝えていきたいと考えております。

○高野委員

伝えてどうするのか、改めてどうするのが具体的にわからないのですけれども、もう少し詳しくお願いします。

（「もっと丁寧に答えてもらわないと」と呼ぶ者あり）

○（福祉）子育て支援課長

先ほどお答えしましたけれども、歳児別の保育所の入所定員の増減ですとか、保育士の退職者の動向を踏まえまして、必要な保育士の人数を定めまして、総務部に伝えていくということでございます。

（「伝えて何をするのかというのを言わないとわからないでしょう」と呼ぶ者あり）

○（総務）職員課長

福祉部で必要な保育士数を把握しましたら、その数に基づいて必要な人数の採用を行っていくということで、採用試験を実施するという形になるかと思います。

○高野委員

それでは、保育士がまず足りなかったならば、募集をかけたりそういうことにつなげていくということで、よろしいのでしょうか。

○（総務）職員課長

もちろん足りないということであれば、必要数の募集をかけるということになっていくと思われます。

（「募集しても集まらないでしょうね」と呼ぶ者あり）

○高野委員

私が心配していたのは、定員を改めることによって、児童が少なくなったら保育所がなくなるとか、そういう方向もあるのかなと思ひまして心配だったのですけれども、保育士の確保に向けて行動するということですね。

現在の待機児童は、6 月 1 日現在で 28 人になっています。この待機児童は保育所の第 1 希望に入れないと待機児童になるのでしょうか、それとも第 1 希望、第 2 希望、第 3 希望まで入れなくて、そういう方を集計しているものなのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

保育所の入所待ち児童の集計方法でございますけれども、第 1 希望から第 3 希望の保育所への入所ができない児童について、場合によりほかの保育所への入所希望がないかどうか確認しました上で、入所をお待ちいただいている児童の人数を集計しております。

○高野委員

これでは、第 1 希望に入りたくても入れない人はもう少しいるかもしれないということですね。

やはり保育士の処遇改善が図られなければ、現在の待機児童の解消ということにはならないのかなというふうに思います。なぜ保育士の正規職員は増やせないのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

繰り返しになりますけれども、各保育所における入所定員の増減などを考えまして、必要な保育士の人数を精査してまいりたいと考えております。

（「違うのだわ、答弁が。何で処遇改善できないのかという話をしてるんでない」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○委員長

安齋委員、お静かにお願いします。

○高野委員

実際、その正規職員ではない方も、半分とは言わなくても半分近い人が正規職員ではなく、正規職員になりたかったけれども、なれなかったという話も市内で保育士をしていた方から聞いています。なぜ保育士の正規職員を増やせないのか、再度答弁をお願いします。

○（福祉）子育て支援課長

繰り返しになるのですが、必要な保育士の数を精査しましたら、採用について要望していきたいと考えております。

（「違うって。委員長、ちゃんと答えさせてください」と呼ぶ者あり）

○委員長

正規職員のことについて高野委員が聞いているので、今の答弁だと恐らく正規職員とそれ以外の保育士も含めてという話になっていると思うのですが、

（「違う。そんな話でもない。答えていないのだから」と呼ぶ者あり）

○委員長

いや、だから、なぜ正規職員として……

(「そういうことなんだね」と呼ぶ者あり)

処遇改善ということは、正規職員として雇えという話なのだから。

(発言する者あり)

○(総務) 職員課長

保育士の正規職員ということになりますと、基本的には臨時的にといいですか、一時的に障害の子供が入ったとか、加配の状態にしなければならないというような地方公務員法上で言います臨時的任用、そういうのが必要な場合が出てくることもございます。正規職員でいいますと、身分保障ということになりますので、一時的な対応ということは臨時的な任用に頼らざるを得ないというのも実態としてあるかというふうに思います。

あと、実際のところ、ここ 1 年ぐらい、昨年も保育士の採用試験もやっているのですが、現実的にはなかなか採用に満たないような形の応募になっている。実際、試験を行うと、やはりある一定程度の能力といいですか、その辺の判断もさせていただかなければなりませんので、その上では必要数になかなかいかない部分もあるということ御了解いただきたいと思います。

○高野委員

今の話ですと、増やせないわけではないということでもいいのでしょうか。

○(総務) 職員課長

数につきましては、福祉部と必要性についてお話をして、協議させていただいた上で、最終的には判断させていただきたいと思ってございます。

○高野委員

次に、短時間保育士の嘱託員も雇用期間の期限はあるのでしょうか。

○(総務) 職員課長

雇用期間ということで、嘱託員の短時間の方というお話でしたけれども、嘱託員も基本的に年度更新となりますので、あくまでも長くて年度末までということで、1 年以内ということになってございます。

○高野委員

では、臨時職員の賃金は日給 8,380 円に対して短時間保育士の時給が 1,340 円です。臨時職員を嘱託員のように時給計算にすると、臨時職員のほうが時給が低くなって勤務時間の短い嘱託員のほうが高くなるのですけれども、なぜ勤務時間が長い臨時職員のほうが低くなるのでしょうか。

○(総務) 職員課長

今の 8,380 円という数字は、保育士の臨時職員の単価ということだと思いますけれども、保育士に限らず、事務補助も含めまして、臨時職員の賃金単価と嘱託員の報酬の単価、時給で比較しますと現実的に 1.3 倍ぐらいの開きが生じているというのが現実でございます。この理由については、正直設定した当時どういう考え方だったのかというのは、少なくとも私が知っている 10 年間はこの開きがずっとあるということでございますので、当初からだということであればその理由はわからないのですけれども、基本的には嘱託員のほうが専門的に過去はやってきたという経過があるのかというふうには思っております。

ただ、現実的な業務内容を考えますと、嘱託員と臨時職員で極端に異なった業務をやっているとは思ってございませんので、臨時職員の単価が少し低いのかという認識は持っております。これについては、今後、要検討課題だということで、私どもでも考えているところでございますので、時期的にいつということを明示することはできませんけれども、これについては検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○高野委員

補正予算の保育士就労支援補助金は、なぜ3カ月なのでしょう。その3カ月と定めた根拠というのは、何なのでしょう。

○（福祉）子育て支援課長

保育士就労支援補助金におきまして、3カ月継続して勤務するという条件をつけたのはなぜかということでございますけれども、就職後、短期間で退職となった場合には、保育士不足の解消につながらないため、最低3カ月以上の継続勤務を条件としてつけております。

○高野委員

私としては3カ月ではなくても、半年とかでもよかったのかなと思うのですが、いまいち3カ月の意味がわからなかったのですが、改めて答弁をお願いします。

○（福祉）子育て支援課長

保育士就労支援補助金につきましては、今年度、単年度の事業として考えておりまして、本年7月1日から12月31日までの間に新たに民間保育所に勤めた方を対象としております。年度内に事業を完了させるためには、3カ月継続という期限を定めるのが妥当だと考えております。

○高野委員

その妥当だというのがよくわからなかったのですが、補正予算のように就労支援といえども、とても大事だと思うのですが、やはり現在、仕事をしている保育士が継続して働いていただくためには、やはり待遇面の改善が求められると思います。正規職員もなかなか難しいというような話もありましたけれども、それであれば横浜市とか他都市のように、賃金補助や福岡市のように1人当たり年間のボーナス支給をするということとかは考えていないのでしょうか。

○（総務）職員課長

臨時職員の手当の支給については、条例上、手当の項目を設ければ支給は可能だということになってございます。ただ、住居手当にしましてもボーナスにしましても、どういう支給基準を設けるかというところで、特にボーナスですと、私どもの場合ですと6月1日、12月1日という支給基準がございますので、支給基準を設けることによって、逆に出る方、出ない方が出てくるという不均衡というのも出てくる可能性もございます。実際、財政上の都合もございますし、今のところ出ているのは時間外と通勤ですけれども、それ以外の手当については現時点では考えていないというのが現状でございます。

○高野委員

臨時職員として働きたいと思っても、やはり契約期間があつたりして再度働くことができない。だけれども、やはり保育士として働きたいという方もいるわけです。厳しいとかいろいろ話もありましたけれども、ぜひともやはり安定した雇用、正規雇用を強く求めて、私の質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

理事者が交代いたしますので、しばらくお待ちください。

（理事者交代）

○委員長

それでは、民主党に移します。

○佐々木委員

◎港湾整備計画について

1 点目は、代表質問でもさせていただきました市長の港湾についての考え方について、再質問をさせていただいたのに、どうしてもまだひとつ理解できていない部分があるので、もう少し質問を続けさせていただきたいと思います。

港湾整備計画をつくった上で市が進めていることですから、その中で市長のお考えがどのように反映されていくのかという部分を、やはり明確にわかっておきたいと思います。港湾整備の流れについてどうなっているのか、それから港湾整備計画を立てた後どうなるのかという説明を、小樽港への国のかかわり方と市の役割がわかるように説明をお願いします。

○（産業港湾）事業課長

港湾整備の流れにつきましては、港湾管理者である小樽市が、当該年度の 4 月に北海道開発局へ次年度の整備にかかわる事業を要望いたしまして、8 月ごろ国土交通省で概算要求として取りまとめられます。

翌年 1 月には、政府の予算案が取りまとめられまして、3 月下旬に国の予算が成立後、国費の内示を受けまして、交付金事業につきましては、港湾管理者が国への交付金申請などの所定の手続、こういったものを行った後に、工事の発注を行うという流れで進められております。

また、港湾施設の整備事業の区分につきましては、大まかに国の直轄事業と交付金事業、そして起債事業、こういったものに区分されますけれども、市は、それぞれの事業の整備手法を精査検討いたしまして、国は市から整備に係る協議を受けまして、その可否などを判断した上で、整備事業の要望を取りまとめて直轄事業の実施を行うなどの役割を担っているところでございます。

○佐々木委員

その部分で、国と、それから市の役割というのがあるということがよくわかりました。その上で、新聞記事では、市長は「寄港を増やす取り組みを行ってから、港に投資する価値があるか判断する。この順番が大事」とお答えになっています。

それから、「小樽港の使いやすさを船会社に認識してもらうことが、投資の前に必要」とお答えになっていると書いてありました。その記事で言えば、市長は随分その前だとか順番というふうに、その順序を非常に強調されているように記事では見えます。ここはぜひ市長にお伺いしたいのですが、代表質問の答弁の意味は、そのところでお聞きすると、国には港のハードの整備を投資をお願いすると。一方、市としては、利用増、誘致の努力をしていきます、この両方とも大事ですというふうな、順番のことではなくて、それぞれの役割を言っているように私は理解したのですけれども、それでよろしいですか。

○市長

今、佐々木委員がおっしゃったお気持ちのとおりでありますけれども、それは先日の答弁で言った表現に照らし合わせますと、先日は、国が税金で整備を行ってよかったと思えるようにということで、国に対して港のハード整備だけをお願いするのではなく、小樽港をいかに利用促進してもらうかが重要であると答弁をさせていただいたところでございます。その真意については、港湾の施設整備が有意義となるように、ソフト対策などの政策も市としてしっかりと進めていかなければならない、このような思いを持ってお話をさせていただいたところでございます。このような思いですので、今、佐々木委員が御指摘したことと共有していると私は認識しております。

○佐々木委員

ということで比べてみますと、やはり新聞で市長がお答えになったと思われる部分と、それから今の市長の御真意の部分とは、やはり違うと私は認識したのですけれども、やはり市長もそのように思われたからだと思うのですが、質問でもさせていただきました。北海道開発局に説明に行っていると伺いました。その際、この記事について開発局としては、市長がこのように言っているということについては、御存じのようでしたか。

○（産業港湾）事業課長

北海道開発局におきましては、新聞記事の内容につきましては、把握していたということで聞いております。

○佐々木委員

その上で、どのような説明をしてきたのか、それから開発局の反応や感想などが述べられていたようであれば、お示してください。

○（産業港湾）事業課長

国への説明についてですけれども、市長が先ほど答弁いたしましたとおり、その真意につきましては、港湾の整備が有意義となるように、ソフト対策などの政策を進めていかなければならないという説明を行ったところでございます。

また、あわせて、市の厳しい財政状況の中、第3号ふ頭の岸壁改良工事、こういったものなど小樽港の港湾整備につきましても、特段の支援と御配慮をいただくように要望いたしまして、これらにつきましては、国の理解が得られたということで考えております。

○佐々木委員

その要望してきたことの理解は得られたということですが、市長の発言の真意の部分についても、理解を得られたというふうに押さえていいですか。

○（産業港湾）事業課長

ただいま申し上げましたとおり、市長の真意につきましても、これらについても開発局については理解していたというふうに考えております。

○佐々木委員

何年前かに、小樽港が外航クルーズの日本海側拠点港に選定されています。私もこの件については経済常任委員会で随分話題になったと記憶しています。この選定は、小樽港、伏木富山港、それから舞鶴港が連携して環日本海クルーズのブランド化を進めていくためのものということですが、この選定時点で、港湾整備も、盛り込まれているはずと私は何となく記憶しているのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

平成23年度の日本海側拠点港の選定時におきましては、外航クルーズ、背後観光地クルーズの形成に向けた計画実現のための方策といたしまして、第3号ふ頭にクルーズ客船岸壁や旅客船ターミナルの機能を整備するということとしております。

○佐々木委員

それで、その選定の中で国土交通省では、1年に1回程度委員会を開催して計画の進捗状況などについてフォローアップを行っていくこととするというふうになっているそうなのですが、この委員会というのは開かれているのでしょうか。もし開かれていてそこに参加していれば、その中で小樽港にかかわって小樽市側からの報告の内容というのがあれば、お示してください。

○（産業港湾）事業課長

国の委員会につきましては、平成24年に日本海側拠点港の形成に関する検討委員会、その後は26年と27年に交通政策審議会の港湾分科会が開催されております。この中で小樽港における報告内容といたしましては、クルーズ振興に向けた取り組み状況ですとか、目標寄港回数に対する現状との比較、そして達成率などが報告されているところでございます。

○佐々木委員

やはり小樽港が一生懸命外航クルーズについて拠点港として整備する、そしてそういう誘致も行うという活動がきつと報告されたのだと思うのです。その上で、今回のその記事、今回はわかっていただいたということではあり

ますけれども、新聞記事の文字面だけ見て、市長の姿勢がやはり問題視されて、最悪この日本海側拠点港の取り消しというのもあり得てしまうのではないかと、私は心配いたしました。

さらに言うと、小樽港というのは海上輸送網の拠点として、港湾法で定められた重要港湾に指定されていると。全国的に見ると、この重要港湾に指定されていても、その後、地方港湾に引き下げられたという例も見られます。国土交通省が既に認めた事業を、市長が今回見直す姿勢を表明したというふうにとられれば、小樽港を地方港湾へランクダウンさせるというきっかけになってしまうのではないかと、こちらもちまた、私は心配をしています。よって、やはり小樽市の重要港湾の指定には、市長の見解というのは、幾ら何も関係ないのだと言っても、やはり関係あるかないかを決めるのは国ですから、本当にこれは大丈夫なのかどうかと。市長はきっと危ないと思われたから、先ほど聞いたように、開発局にも説明に行かれたのだと思うのですけれども、私のこの二つの心配というのは杞憂でしょうか。市長、この辺についてはいかがでしょう。

○市長

先ほどお話をされました開発局への説明の理由ですが、本来は、私、出席予定だった平成29年度港湾事業要望の会議に出席できなかったのですけれども、そのときに対してのおわびが第一の目的でございました。その際に新聞の記事が出た直後だったということもありまして、またその真意については、改めてお話をさせていただいたところでございますけれども、相手側においても、その認識については理解をしていたところでございます。

また、小樽港の港湾整備についても、改めて第3号ふ頭の早期供用開始に向けて、今、特段の支援を要望したということで、今、課長からもお話がありましたけれども、そのことも含めて、その日、お会いしたときに要望させていただいたところでございます。

○委員長

佐々木委員の心配事に対する答弁は、どなたが答えますか。

○（産業港湾）事業課長

今、御心配されている重要港湾から地方港湾への格下げ、また平成23年に日本海側拠点港に選定されていると、こういった格下げについて御心配されていると思うのですけれども、基本的に重要港湾という位置づけは、港湾法第2条第2項によりまして位置づけられておりまして、施設整備がないからといって、こういった格下げがないということの認識は我々としては思っております。

○佐々木委員

そのところについて、私が心配していることは杞憂なのかどうかということ聞いたわけですが。市長、私が質問したのは、私が心配していることについて、どうだということをお聞きしているわけで、市長がお答えになったことというのは、先ほど全部原課からお答えしていただいた部分だったわけですが。こういうずれが、今までのこういういろいろなことを、ここまで議会でも生まれてきている原因になっていますので、やはり質問の意図をよく酌んでいただいて、お答えいただけるように今後よろしくお願ひしたいと思います。

どうですか、私の杞憂でしょうか。

（「杞憂がわからないんだな」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○産業港湾部参事

先ほど市長からもお答えしたとおりでございますけれども、港湾の施設設備が優位となるように我々も頑張っていきたいと先ほど市長がお答えしたとおりで、佐々木委員の質問については杞憂であると我々は考えているところでございます。

○佐々木委員

いや、杞憂ですとはっきり言っていたいただいたほうが、私もいいわけですよ。これで地方港湾に落ちると本当に大

変なことになるわけですから、そのところの責任はあると私は押さえさせていただきます。

そういうわけで、この件について、市長の真意はお聞きしました。

しかし、あの記事を読んだ市民からは、直接やはり小樽の重要な産業、それから経済・観光の柱である小樽港の老朽化、それから近代化に乗りおけている小樽港の整備が後回しにされてしまうのではないかと、悪化してしまうのではないかとというお声をいただいています。これは、港湾関係者の方もそのようにおっしゃっておられると、その方はおっしゃっていました。やはり新聞でしか一般の方は知りようがないものですから、こういう件について、やはり市長の真意というのは、機会あるごとに、市長の口から直接、港湾関係については、特にこういう考えをお持ちだということについては説明していただけるようお願いを特にしまして、この質問については終わらせていただきます。

(「間違っているなら新聞記事訂正させればいいんだ」と呼ぶ者あり)

◎おたるドリームビーチ海水浴場について

2 点目に、おたるドリームビーチ海水浴場についてお聞きします。

このおたるドリームビーチ海水浴場ルールは、見ますと 6 月 1 日付でもう既に発効されているということになっていると思います。事前に、まずは周知啓発活動をすることに、その中でなっておりますけれども、現在、具体的に行われている活動についてお知らせください。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

現在の周知啓発活動については、市のホームページでのルールの周知や各報道機関にもルール周知に協力をお願いしたほか、ドリームビーチにおいて、海水浴場利用者向けの看板設置による周知啓発を行うなどの準備を、現在、進めているところであります。

○佐々木委員

その計画の中では、イベントの実施計画書などは、遅くとも 1 カ月前に提出することになっていますけれども、現在、提出はありますか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

イベントの実施計画の提出はあるかにつきましては、北海道に確認したところ、現時点ではイベントの実施計画書の提出はないと聞いております。

○佐々木委員

そうしたら、今は 6 月末ですから、7 月末までの間に、少なくともイベントの予定は今のところは入っていないということですね。

それから、これも代表質問でも聞かせていただいたのですが、実効性のあるルールにしていくというお答えをいただいておりますが、具体的にもう少し実効性を担保する中身について伺います。

営業時間を午後 7 時までと定めた経緯について説明いただきたいのです。最初に見せてもらった案では、午後 6 時までとなっていたと思うので、そこが午後 7 時になっていった経過等について説明をお願いします。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

営業時間を午後 7 時までに定めた経緯につきましては、協議会として、これまで深夜営業が飲酒運転の要因になりやすいことや、青少年等の夜遊びにつながることを踏まえ、議論を重ねる中で海水浴場終了後も海水浴客の後片づけや夕日を楽しめる方なども配慮し、営業時間を午後 7 時までとしたものであります。

○佐々木委員

夕日を楽しむ件については、昨日お聞きしましたので、そのところはいいです。

次に、飲酒や音響機器、それからタトゥーの扱いなどは、私たちの会派では、逗子市まで視察に行ってきたのですけれども、そこで聞いた逗子市のルール、鎌倉市のルールに比べて制限が緩いと思うのですよね。それから、喫

煙について、逗子市ではきちんとした制限があったのですけれども、おたるドリームビーチのルールには喫煙についての項目がないのですが、ここについて経緯を説明してください。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

喫煙制限についての定めがないという御指摘の部分については、協議会として喫煙についての課題や問題点の指摘がなかったために、今回のルールの中には定めておりませんが、今後、規制が緩いというお話もありましたけれども、喫煙なども含めて課題があれば協議し、ルールに定めていきたいものと考えております。

○佐々木委員

それから、このルールを守る限り、利用者は深夜の海岸利用というのはできるのかどうか。もし、海岸利用が許されるのであれば、例えば、いないとは思うのですけれども、営業時間終了後の従業員が退出しないで、そのまま一緒に続けるということも可能ではないかなと思うのです。例えばアイスボックスにそっと飲物、アルコールを入れて持ち出して、深夜にそこにいる人に持って行って売るとかということも可能になるのかなというふうにまで考えられるのですが、実質、深夜営業した場合の対応というのはどうなるのかという点についてお願いします。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

まず、深夜の海岸利用ができるのか、また海の家で深夜営業を行った際の対応はということの御質問だと思うのですけれども、海岸は公共のもので利用は自由でありますので、深夜の利用は可能なものとなっております。

ただし、海の家が深夜営業を行った際は、ルール違反ですので、協議会としてドリームビーチ協同組合の代表者を通じて、当該海を家の事業者には是正指導を行ってまいりたいと考えております。

○佐々木委員

キャンプ、テントを張らなければ、ずっとそこにいるのは、これはとめることはできないというふうに、あの中でも読めた気がします。やはりそここのところについては、実効性という部分では、すごく大事な部分になると思いますので、ぜひその辺については実効性ある対応を今後お願いしたいと思います。

それから次に、海を家の占有区域というのはどのように設定されているのか説明ください。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

海を家の占有区域の設定については、北海道に確認したところ、海を家の規模や利用目的に合わせた区域を設定していると聞いております。

○佐々木委員

そこで、その区域の外を使っても、管理料という名目で海水浴場利用者から料金を徴収していたというような話を過去に聞きました。そういうことは、許されるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

海を家の営業活動については占有区域内に限られておりますので、それ以外の場所で管理料をとることはできません。組合には、占用区域以外で営業行為を行わないと確認しております。

○佐々木委員

それについてはいろいろな話も聞いていたものですから、そういうことのないように、これも結構大事な点だと思いますので、よろしくお願いします。

続けて、ドリームビーチ協同組合について伺いますが、やはりこの夏の開設までの御努力は大変だったと思います。本当に御苦労さまでしたとお伝えしたいのですけれども、聞くところによると、約30人ほどいた組合員も約20人に減少している。それから、海を家の総数も12棟ほどになるということで、そこで心配なのは、これはほかでもきつと出ていたと思うのですけれども、このままではあの広い砂浜の清掃、維持・管理に支障が生じるのではないかと。あのルールの中を見ますと、責任は海の家が持つというふうになっていたものですから、そこが心配なのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

組合員数の減少に伴う維持・管理の影響については、組合に改めて確認したところ、これまでと同様の体制で行っていると聞いております。

○佐々木委員

恐らく 1 軒当たりの担当面積が相当広くなるという中でもやれるというお答えなので、頑張っていたきたいと思いますが、市長のお考えの中に、やはりあそこは家族が楽しめる海水浴場、安心して安全に楽しめる海水浴場にしたいのだという思いがあると同っております。それに沿った新たにそういうものができる、そういう取り組みを促す必要というのが私はあるのではないかと思いますよね。そして、そのためにやはり市からいくら協同組合の管理とは言いつつも、市が市長の考えに沿った形になるように何か促す取り組みが必要ではないか、働きかけが必要ではないかと思うのですが、その点がどうかということ。

そのためには、やはり公平化、そこに来てもらい、そこに参入してもらい業者というか、事業者には公平に入ってもらい、それからオープンにしてそこに入ってもらいようなそういう仕組みが必要だと思うので、組合が、そのようなことはないと思いますけれども、独占化してしまうというようなことは、また新たな弊害を生んでいくことになるのではないかと心配しています。やはり新たな事業者、企業の参入方法がどうなるのかと、それから出店の基準などがそこにつくられているのであれば、それについてお知らせ願いたい。

そこで、参入するところを具体的に見ていきますと、何か大型遊具を導入すると見せてもらいました。その辺も絡めて、今、何点が質問しましたが、まとめて答えてください。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

今回は、おたるドリームビーチを違法性のない健全なビーチとして再開するために、まずルールづくりを最優先と考え取り組んでまいりましたが、新たな取り組みを促すことや新規事業者の参入については、海水浴場の開設者との連携が必要であることから、組合に対して新たな取り組みの促進や新規参入の受け入れ、出店基準を設けるなどの対応について話し合っただけでまいりたいものと考えております。

また、今回の大型遊具等の導入につきましては、健全なビーチとして再開するに当たって、組合として子供連れなどの客層を確保するために取り組んだものと聞いております。

○佐々木委員

ぜひ関係者の皆様方の努力で設定されたこのルールが有効に働いて、そして安全で健全なビーチが開設されるのを楽しみにしております。

また、市長の将来的なこの海水浴場のビジョンや何かに少しでも迫れるような御努力も、これから市でよろしくお願いしたいと思います。

3 点目に入らせていただきます。

◎公園の遊具について

公園の遊具について伺います。

専決処分報告の中に、昨年 4 月 25 日、ベイビュータウン中央公園における小学生負傷事故が起きています。この件について、もう少し内容や経過を報告してください。

○（建設）公園緑地課長

昨年 4 月に起きた事故についてですが、昨年 4 月 25 日土曜日、午後 3 時ごろなのですが、市内新光町に在住の女の子が、ベイビュータウン中央公園のブランコ周りに設置してある鋼製の安全柵につかまり遊んでいたところ、安全柵の基礎部分が固定されておらず、柵が抜けていたため安全柵ごと後ろに転倒し、後頭部の打撲及び裂傷を負うとともに、抜けた安全柵で鼻を打撲したものであります。

市役所には、日曜日に町会長からファクスで連絡が入り、こちらでその事故に気づいたのは、翌月曜日になるの

ですけれども、そのファクスを見て慌てて公園緑地課の職員が母親のところへ赴き、事故の状況等を聞き取りして現地の確認をしております。

抜けた安全柵についてはブランコの近くに置かれたままでしたので、まずすぐ撤去しております。

当事者が女の子ということで、頭部の裂傷について主治医の診断を受けた際に、傷が残る可能性があるので経過観察とか必要であるということで示談まで少し時間を要したものであります。大変経過は順調に良好に進んでいまして、大したけがもなくということで、本年 3 月 31 日付で専決処分を行って、5 月 17 日付で示談が成立しております。

○佐々木委員

大事に至らなくて本当によかったと思うのですが、遊具そのものではなくて、遊具の周りに張っている防護柵が抜けたというような感じだと思うのですが、遊具の本体だけではなく、そういう周辺施設の点検ということも、これはやることになっているのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

遊具の点検につきましては、遊具はもちろん、その周辺の施設に関しても同様に安全確認を行うこととしております。

○佐々木委員

小樽市が行っている一般的な定期点検の方法について御説明ください。

○（建設）公園緑地課長

現在、小樽市が実施している定期点検につきましては、冬の間に撤去している遊具を雪解け後、再設置するときや日々の公園パトロールの際に目視や実際に遊具に触ったり、たたいて音を聞いて安全を確認したりして大丈夫かどうかという日常点検及び定期点検を実施しております。

さらに、年 1 回なのですけれども、専門技術者による精密点検を実施している状況であります。

○佐々木委員

今回の事故は 4 月 25 日ですよ。この事故とその点検の時期の前後関係は、どうなっていますか。

○（建設）公園緑地課長

今回の事故との前後関係につきましては、事故前日に市の直営班でブランコの座る板の設置をしております。その際、目視により安全柵についても確認していたのですが、異常が確認できなかったということで、今回の事故につながっております。

なお、専門技術者による精密点検を連休明けにやる予定となっております。

○佐々木委員

今お伺いすると、非常にタイミングが悪かったということですよ。目視で見て、抜けているところまで気づくことができなかった。だけれども、その次のときにはやるはずだったけれども、そのちょうど合間にその事故が起こってしまったということだと思います。タイミングが悪いだけでは片づけられないところがあるのかなとも思いますが、そこで小樽市の遊具の更新を計画的に進めていたはずですが、ここの公園の遊具は、その中ではどういうふうに位置づけられていますか。

○（建設）公園緑地課長

この公園は、バイビュータウンの造成に合わせて設置された公園で、つくられた年度は平成 18 年度ということで、まだ市としては、割と新しい公園であります。長寿命化計画では、一応 34 年の更新を予定しております。

○佐々木委員

比較的新しいにもかかわらず、こういうことが起きるとするのは、やはり点検というのを怠っては事故につながってしまうということがわかりますよね。近年、本市での遊具の破損が原因の事故というのは、どの程度発生して

おりますか。

○（建設）公園緑地課長

近年の事故の発生状況につきましては、市職員による日常点検において危険と思われる遊具等につきましては、適宜立入禁止の措置をしたり撤去して対応しております。直近の事故としては、平成20年に、富岡の山の上公園というところがあるのですが、この木製のブランコで遊んでいた高校生がブランコの上のはりというのですか、あれが抜けてけがをしたという事例が発生しております。

○佐々木委員

ということは、平成20年にあって今回あったという2回ということですね。早い時期のこういう点検というのが、やはり必要になってくるのだろと思うのですが、遊具について安全基準というのがあるのかどうか、それから本市の安全基準というのはどうなっているのか、説明をお願いします。

○（建設）公園緑地課長

遊具の安全基準につきましては、本市独自の基準というのを持ち合わせておりませんが、国土交通省で出しております「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」という基準がありますので、これに基づいて安全点検を実施しております。

○佐々木委員

その中身、概要について御説明をお願いします。

○（建設）公園緑地課長

この指針は、都市公園における遊具の安全確保による基本的な考え方を示しておりまして、これとは別に日本公園施設業協会の自主規準というのがございまして、この自主規準には、利用年齢に関する事項ですとか、遊具を設置する際の安全距離のとり方ですとか、設置面の高いところにある遊具から飛びおりたときに、コンクリートなどそういうかたいものを置いたらだめですとか、遊具の開口部の寸法というのですか、そういうような具体的な数字が記載してありますので、これなどを参考にしてやっております。

○佐々木委員

そういうものに従って、先ほど言われた遊具の定期点検、それから精密点検というのも、年に1回行われているようですが、これらの点検というのは小樽市の場合、誰がどのように行っているのか、それからその点検のポイント等についても、あったらお知らせください。

○（建設）公園緑地課長

遊具の点検につきましては、先ほども述べさせていただきましたけれども、日常点検については市の職員で、精密点検については、年1回ですけれども専門業者に委託して実施しております。

あと、点検のポイントにつきましては、子供は大人が言っても言うことを聞かないというか、いろいろな遊び方をするものですから、私たちが考えている遊び方とは違うような遊び方をしても、けがをしないような形で日々点検するように努めております。

○佐々木委員

そういう中で遊具を製造している業者、日本公園施設業協会は地方自治体等からの依頼に応じて遊具の日常点検講習会というのを開催しているそうですが、例えば市の職員がこのような講習会に参加されたりはしていますか。

○（建設）公園緑地課長

協会による講習会の件ですけれども、昨年は1名、ことしも8月31日に札幌で開催される予定となっておりますので、1名派遣する予定としております。

○佐々木委員

そういう方の参加で、より点検の中身がきちんとしていくことが大事なのだろうと思います。

小樽市の公園の遊具で、遊ぶ際に気をつける点などについて、何か表示して呼びかけるようなことは公園でされているでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

遊ぶ際についての遊具の表示については、特には今のところはしていませんけれども、ただ最近、遊具を更新する際には、幼児用遊具 3 歳から 6 歳までと児童用遊具 12 歳までというような形で、その遊具自体にシールを張って遊ぶ方に少し気をつけてもらうような表示はしております。

○佐々木委員

先ほども子供は思いがけない遊び方をするというようなお話もありましたので、そういうのも大事なのかなと思います。

先ほど言いました日本公園施設業協会では、遊具と遊び場での事故を軽減することを目的として、幼児を見守り指導する保育者と保護者のために、遊具の安全な利用方法の啓発パンフレット「仲よく遊ぼう安全に」というのを制作、配布しているのだそうです。こういうものの活用というのは考えられますか。

○（建設）公園緑地課長

このパンフレットにつきましては、今、委員がおっしゃったとおり、事故を軽減することを目的として、保護者向けに作成した啓発パンフレットと認識していますので、公園の遊具で遊ぶ際のいい資料となりますので、市のホームページにも載せられないか、検討していきたいと考えております。

○佐々木委員

それから、先ほど時期の問題もありましたけれども、札幌市では、4 月に鉄棒の接続部分が折れて事故が発生したそうです。その後から反省に立って、点検の終わっていない鉄棒には、点検前なので遊ばないようにと呼びかけるテープを張っているそうなのです。このような対応というのは本市では行われているのか、それとも行う予定というのはあるのかないのか。

○（建設）公園緑地課長

点検前のテープの注意喚起につきましては、遊具の数が多過ぎるということもありまして、今のところは予定はしていませんけれども、冬に遊具を撤去して、雪解け前に遊具を設置する際に、そのときの点検で危険と思われる遊具等については、テープを張ったり、立入禁止などの措置をとって対応していきたいと考えております。

（発言する者あり）

○佐々木委員

この辺でも言っていましたけれども、札幌のほうがもっと遊具が多いという話もありましたが、ぜひ対応をよろしくお願ひしたいと思います。

公園の遊具というのは、子供たちの遊びの中で大きな喜びにつながりますし、それから外で元気に遊ぶ体力向上にも大きく貢献しています。

それから、保護者は子供を連れてどこに遊びに行くかといったら、遊具のあるなし、どのようなものがあるかというのは、すごくそこに影響するので、結局、小樽じゃなくて札幌に行ってしまうというようなこともあります。よりそういうことについて充実させていく。遊具や何か一つでも、やはりそういうことも人口減少問題にも影響すると思いますし、市長のおっしゃる市民幸福度にも影響を与えてくるのかなというふうにも思います。ぜひ安全で楽しい公園づくりというのを今後もお願いいたしまして質問を終わります。

○委員長

民主党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時59分

再開 午後 3 時19分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

新風小樽に移します。

○安斎委員

◎港湾についての新聞記事について

では、先ほどの民主党佐々木委員の質問で、港湾の部分の質問があったと思うのですが、若干気になったので質問させていただきます。真意は市長としてはそういうお答えだということですが、では、この記事に書いてあることは何でこうなったのかと、市長は一体何と言ってこうなってしまったのかということを知りたいのですけれども、真意は投資と両方だということなのですが、よくよく見れば「この順番が大事だと思います」「小樽港の使いやすさを船会社に認識してもらうことが、投資の前に必要なことなのではないでしょうか」と言っているのですけれども、何とおっしゃったのですか、新聞記事のインタビューで。

（「何ておっしゃったか」と呼ぶ者あり）

覚えてないですか。

（「発言する者あり」と呼ぶ者あり）

では、記事は、正しくないということですか、どういうことなのですか。

○委員長

市長、今の質問に対して。

（「間違ってるの」と呼ぶ者あり）

（「いや、だからちょっと質問したのです」と呼ぶ者あり）

市長どうですか。

○市長

よくわかりません。

○委員長

それだったら、それで答えてくれないと議事が……

（「わからないと答弁しましたよ」と呼ぶ者あり）

○安斎委員

委員長、いいのです。

そうしたら、わからないというか、私はこうやって言ったのです、だから、この記事は少しニュアンスが違いますなのか、このとおりなのですかでいいのですけれども、どうなのですか。

（「真意が伝わらなくて変に書かれてしまったという意識があるのかということです」と呼ぶ者あり）

（「うん」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○市長

真意については、先ほど佐々木委員から御質問いただいたときに答弁させていただいたとおりです。

その日、取材というか、受けている時間、かなり長い時間ありましたので、恐縮ですが、一字一句まで覚えてお

りません。しかしながら私自身が港湾に対しての思いを、そのようにお話しした中でそのように酌み取られたのかなと想像するところでございます。

○安齋委員

真意を間違っただけで記事が書かれているのであれば、訂正したほうがよろしいのではないですか。新聞社に対して私の真意はこうです。だから、記事は違いますと、訂正してくださいというのを流さないと、これがこのままの理解で、国とかみんな理解してしまっているのですよ。だから、おわびに行かなければいけないとかになるので、間違っているのだったら訂正してくださいと、北海道新聞に言えばいいだけなのではないですか。違いますか。

(「まあ、道理はそうだよな」と呼ぶ者あり)

そうですね、間違っているのなら訂正をお願いすればいいのではないですか。

○委員長

どなたが答えられますか。

(「間違っていないですか、合っている」と呼ぶ者あり)

少し待ってください。今、答弁を求めているところなので。

(「テープがあるからな」と呼ぶ者あり)

これは市長単独で受けたのですか。

○市長

そうですね、はい。

○委員長

そうしたら市長しか答えられない。

○市長

はい。別にもういいかなと思ったのです。

(「いいのですか、訂正しなくても」と呼ぶ者あり)

はい。いいです。

○委員長

済みませんが、そこで。

(「だから、ちゃんと」と呼ぶ者あり)

○市長

私自身は、今それについてそのような考えは持ってはおりませんので、訂正を促すつもりはございません。

○安齋委員

そのように考えていないので訂正をお願いしないというのは、訂正してもらおうと考えていないから、訂正するようにお願いしようとは思っていないということを、今、言いたかったということですね。「そのような」というのは何のようなのですか、そのように考えていないの「そのような」って何ですか。

○市長

訂正依頼をするつもりはございません。

○安齋委員

私が聞いているのは、訂正しないというのであれば、訂正しないでいいのですけれども、「そのような考えは持っておりませんので、訂正を促すつもりはございません」と先ほどおっしゃったから、そのようなというのは、何の部分なのかというのを聞いたのですよ。私が聞いているのは、こういう文章が新聞記事に出ていますよと。さらに、先ほど市長がおっしゃった真意は、両方必要だという真意でしたと。だから、今、考えていることと、この記

事とは違うから訂正したほうがいいのではないですかと言ったのですよ。そうしたら市長は、そのような考えを持っていないから訂正しないとおっしゃったのですけれども、その「そのような」というのは、どのことなのか。

(「僕の何かおかしい」と呼ぶ者あり)

(「いや、おかしくないです」と呼ぶ者あり)

○市長

訂正しようという考えを持っていなかったもので、訂正を申し入れるつもりはないということでお伝えしたところ
です。

○委員長

だから、恐らくそのように訂正する考えはありませんという答弁ではなくて、その部分はすっぱり抜いて訂正するつもりはありませんという意味でよろしいのですか。前の答弁では少し正確性を欠いて言い直したということ
でよろしいのでしょうか。

(「いや、だから直さない理由は何なのかということになると思います」と呼ぶ者あり)

(「「そのような」は、安齋委員が言った言葉に合わせたという形」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

私が言ったのというのは、どこの部分の言ったところをとってそのような考えというか、だから真意はこうだっ
たけれども、こういうふうに発言を捉えられてしまったけれども、訂正はしませんということを言いたかったとい
うことですか。

○市長

おっしゃるとおりで、それで訂正を求めるつもりがないということです。

○安齋委員

正確な真意が伝わっていない新聞記事が出たときに、先ほど佐々木委員が不安視していた部分はすごく生まれて
くるのですけれども、それなのに見た瞬間に、これは言ったことと違うと思ったら、訂正なり何か、私はそう言い
ましたかねとかというふうにやるのが普通だと思うのですけれども、なぜ、そういうふうに訂正をお願いしよう
と思わなかったのですか。なぜ。

(「まあ、そうだな。正しいよ、わかるよ」と呼ぶ者あり)

(「多分そうですね、そのままだったら」と呼ぶ者あり)

○委員長

少し待ってください。答弁をお願いします。

なぜ訂正しようというふうに思わなかったのですかということで、よろしいのですよね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(「困るよな、本当は」と呼ぶ者あり)

市長の思いなので、これは何とも言えないのですけれども。

(「思わなかったから思わなかった」と呼ぶ者あり)

(「そう書かれてもしようがないと思った」と呼ぶ者あり)

○市長

先ほど佐々木委員が、安齋委員もそうですけれども、そのように読み取られて心配しているという声も上がった
というふうに、今お話を改めて聞きましたけれども、私自身もお話をさせていただく中で、言葉でお伝えしたい、
真意を伝えたいという中で、その思いのとおりの記事として載らないということは時には起こり得ることなのか
と私は思っておりました。そのときもかなりいろいろここに載っていることに限らず、さまざまなお話をさせて
いただいた中でありましたので、そのような意味合いにおいては、先ほどの真意のとおり形にはなっていなかっ

たことなのかというふうに私は理解しているところではございましたので、それをひとつ訂正を申し入れるというふうに考えているところではございません。

○安齋委員

普通に考えると、北海道新聞も別にその真意を酌み取ってとかではなくて、これはインタビューなので言ったことを書いているから、真意を酌み取ってとかどうのこうのではなくて、言っているのですよね。だから、その言っていることは、順番のことで、まず投資の前にソフトだと言っているのです。それが何で両方の真意につながるのかというのが全然理解できないのです。後ほど、もしよろしければ北海道新聞にお願いしてテープでも聞いて、またその発言について調査したいと思います。

いずれにしても、市長の発言は大きい影響がありますので、一つ一つ気をつけて何ら影響ないようにしていただきたいと思います。

◎公用車の使用について

では、今回、空転の原因となってしまうかもしれませんが、公用車の使用について質問させていただきます。

まず、市長は 2 件、法要でそれは私用だったということをお認めになりましたけれども、私から確認させていただきたいのは、私が疑問に思ったのが、私的というか支持者周りとか後援会関係の挨拶回りではないかという疑いを持たれますよということで、13 件例に出ささせていただきましたけれども、私的利用については 2 件だと市長は明言される、それでよろしいですか。

(「考えて答えたほうがいいよ」と呼ぶ者あり)

○市長

私は、後援会周りのために公用車を使ったことはございませんので、そのような指摘には値しないというふうに思っております。

(「2 件だけでいいのかと」と呼ぶ者あり)

○委員長

13 件挙げたけれども、2 件だけということでよろしいのですかという質問でよろしいのですよね。

(「そういうことを聞いているんですか」と呼ぶ者あり)

(「私用は 2 件だけですかという質問ですか、今の」と呼ぶ者あり)

(「そう聞いていますよ」と呼ぶ者あり)

○市長

今お話しさせていただいたように、この 2 件について私的な目的で使用してございませんという形で答弁させていただきましたけれども、その 2 点については公務の途中に私用で立ち寄らせていただいたというところでございます。

(「だけかと」と呼ぶ者あり)

(「だから、だけなのですかと聞いている。13 件のうち 11 件は、全部公務で立ち寄っているのですねということを聞いているんです」と呼ぶ者あり)

(「だけかということです」と呼ぶ者あり)

(「だったら、それでいいのです、ですね」と呼ぶ者あり)

○委員長

2 件についてだけと、そういう限定でいいのでしょうかという。

○市長

その 2 点の限定だけで結構でございます。

○安斎委員

それでは、市長が私への再答弁等と言っていたことの行政目的の部分について、一つずつ質問していきますけれども、まず昨年 7 月 29 日に道路側溝で現地の塩谷に行かれたということですが、なぜ塩谷の道路側溝だけ確認を公用車でされたのか、お聞かせください。

○（総務）秘書課長

まず、安斎委員の質問は、ここだけというようなことで、そういうふうな形で答弁させていただいてよろしいでしょうか。

まず、7 月 29 日の塩谷の道路側溝を確認してございます。これは、道路行政にかかわる点において、塩谷の道路側溝の現地、まず現場で確認をしたいという市長の思いから、現場の確認をしたという形でございます。

○安斎委員

何で現地確認したいと思ったのかというのを聞きました。

○（総務）秘書課長

何で、この現地確認したいかということでございますね。まあ……

○市長

私自身が現地視察しているので、そのように道路等が壊れているとか、側溝の草が大変ひどい状況でとか、そのようなお話を耳にしたものですから、現場を見たいということで伺ったところでございます。

○安斎委員

これは市長に言えば、全部、見て全部補正してくれるということですか。

舗装し直してくれるということですか。

（「何か、こうおかしな話」と呼ぶ者あり）

（「というか、市長が一々行くようなことなのか」と呼ぶ者あり）

○委員長

答えはしごく簡単だと思うのですが。

○市長

何か今の御指摘は、私が見に行ったら必ず舗装するのかという御質問のように聞こえたのですが、そうではないです。私自身も現場を見て、現場の状況は私なりにまず見に行くということが私は重要だと思っておりますので、見た上で、そういう状況の市民の声があるということは原課にはお伝えはしますが、当然、道路側溝に伴う整備においては、いろいろな基準等がありますので、結果的にはその上にのっとなって取り組まれると私は思っております。

○安斎委員

道路側溝は、今年度臨時市道整備事業で 6 件ありますけれども、6 件のうち塩谷だけ確認したのは何でなのか。

（「何の話」と呼ぶ者あり）

（「ほかも直しているんだけど」と呼ぶ者あり）

ほかにも直しているのだったら、全部見るほうがいいのではないですか。

○委員長

まず、臨時市道整備事業で 6 件あるけれども、そのうち何で塩谷だけ見に行ったのですかと。

（「それと全然関係ないですから」と呼ぶ者あり）

市長、それはそういう答弁をしていただけると。

○市長

今の臨時市道整備事業のお話と全く関係ない状態で見に行っているのも、その御指摘と私が、今、見に行ったことに対しての因果関係はございません。

○委員長

それとは関係なく見に行っていると。

○安斎委員

今年度、この臨時市道整備事業 6 件、側溝でついているのですから、現地状況を見るというのが市長の仕事とおっしゃるのであれば、何で塩谷だけ見に行っているのか。今回、予算づけしているのだったら、全部見に行ってもよかったのではないですか、何で塩谷だけ行ったのですか。

(「ことしの話、昨年話」と呼ぶ者あり)

今年度、平成28年度。

(「昨年話ですね」と呼ぶ者あり)

だって、昨年見ないと今年度、予算反映できないではないですか。

(「それは予算反映していないです」と呼ぶ者あり)

○委員長

そこでやりとりしないでください。

(「因果関係がないから、言いようもない」と呼ぶ者あり)

もう一度同じになるのかどうか、市長。

(「なぜそこだけ見に行ったんだということですよ」と呼ぶ者あり)

○安斎委員

わかりました。因果関係がないということでもいいのですけれども、この今回平成28年度の臨時市道整備事業は 6 件ついていると。けれども、この 6 件は見に行っていないと、しかし予算はつけたということでよろしいですか。

○委員長

どなたが答えますか。

(「では、これ市長は見に行っていないけれども、予算はつけていると答えて」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○市長

先ほども言いましたけれども、私が見に行ったり行っていないかではなく、それに伴うルールにのっとって、このたびその道路整備が決まって予算がつけられたということでございます。

○安斎委員

それでは、例えば私が、自分の家の前の道路側溝がおかしいのだけれども、市長見に行ってくれと言ったら見に行ってくれるのですか。

(「なぜそこだけなんですか」と呼ぶ者あり)

○市長

私もそのような状況を耳にし、その現状が私なりに気になることがあれば、見に行くこともあると思います。

(「気になれば」と呼ぶ者あり)

○安斎委員

気にならなかったら行かないということですか。

○市長

今まで耳にしたこと全てにおいて行けているわけではございません。

(「じゃあ何でそこに行ったの」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

だから、何で塩谷だったのかという質問に戻るのですよ。何で塩谷に行ったのか。

(「なぜ特殊なのということだよ」と呼ぶ者あり)

だから、何で気になったのか。気になったから行ったのですよね、何で気になったのか。

○市長

大変ひどい状況ですということを耳にしたので、気になったので見に行ったというところでございます。

○安齋委員

そうしたら、私がすごい状況なのですよと言ったら、見に行ってくれるのですか。

(「状況によっては、行きますよ」と呼ぶ者あり)

実は、整備に関しては、いろいろな要望などがあってたき上げてやっていくのに、何か市長がそこだけ見に行くというのは、市長が言う市民目線の公平中立な目線ではないのではないかと私は危惧しているのです、その 1 カ所だけ行くということが。1 カ所行ったら全部見に行ってもあげないといけないのではないかと。市長は行政のトップなので、その下にいる職員にこういう話があるから見に行ってくれと言うほうが、現場も動きやすいのではないかと思います。

では、その現地視察、道路側溝を確認したときに、その後、原課に指示されたのですか。予算がついていませんけれども。

○市長

その道路そのものに対しての指示はしておりません。私は、いろいろな現場を見に行っていて、私自身が見る目と現在のルールにおける優先順位が、そのような市民のニーズに合ったような形になっているのかどうか、そういう制度に伴う改善について重要だと考えているので、当然にその現場、そういうふうな厳しい状況でずっと直っていないとか、そういうお話があれば、見に行った上で、それとどうしてそちらのほうが優先順位が高いのか、それを私なりに確認したいという思いから行ったところでございます。

○安齋委員

そうすると、それは現地を確認して、そういう優先順位をつけている職員を信じていないということなのですか。何かそういうふうに関心してしまうのですけれども、どうですか。

(「信じていないということに、何でなるのか」と呼ぶ者あり)

○市長

現行における仕組みや基準、それがどのようになっているのかということを、そのような現場を見て改めて私なりに確認しているというところでございます。

○安齋委員

要は、市長は、土木の専門も建設の専門も知識を持っていらっしゃるのに、それを見て何で把握できるのかと、優先順位とかを。1 カ所しか見ていないのに、荒れている状況だから気になって見に行きました。では、それを現場に指示しますということが、どうしてそうなのか理解ができないのですけれども、これは置きます。

次に、平成27年8月1日の赤井川村のカルデラの味覚まつり、ワインの丘パークランド、末広町に行ったところの部分ですけれども、赤井川村のカルデラの味覚まつりの行政視察の行政目的については、先ほど秘書課長に答えてもらいましたので聞きます。その後のパークゴルフ場ですけれども、市長は視察とおっしゃいましたけれども、その視察の目的は何だったのか、お聞かせください。

○(総務) 秘書課長

パークゴルフ場の視察の目的でございますが、この日は、休日だったということもありまして、赤井川村のカル

デラの味覚まつりの帰り道に寄りまして、市民の皆様が活動しているという形、そういう姿を拝見し激励をさせていただいたという形になってございます。

(「票取りに行っただけじゃない」と呼ぶ者あり)

こういうふうな形で市民活動の場に市長として激励に伺うということは、市長として職務の幅を広げる上でも、大切なことだと考えてございます。

○安斎委員

それは行政視察になるのですか。ただの激励、応援ではないですか。何で行政視察になるのでしょうか。

行政視察というのは、例えば小樽市にこういうパークゴルフ場を構えていて、その運営とか、そういうのを民間の手法を取り入れたいから、その施設を見に行きました、課題はこうですと、それが行政視察なのに、激励だけで行政視察と言われると、リオデジャネイロに行きますとって、観光でしたと今ニュースでやられているようなのと、規模は小さいのですけれども、同じようなことだと思いますが、いかがですか。

○(総務)秘書課長

今、激励ということに特化して答弁させていただいた部分がございます、つけ加えさせていただければ、施設等の部分も、当然利用に伴う部分での施設がどのようになっているか、状況がどうであるかということも含めて視察という形で考えてございます。

(「最初から言えばいいのに」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○安斎委員

それでは、小樽市銭函パークゴルフ場と第三セクター運営のおたる自然の村パークゴルフ場のどこに課題があって、ワインの丘パークランドのどこが優位だからそういった視察をされたのか、お聞かせください。

(「課題認識は」と呼ぶ者あり)

(「なぜそこへ行く理由になるのかということだ」と呼ぶ者あり)

○委員長

銭函パークゴルフ場、おたる自然の村パークゴルフ場もあるけれども、なぜここだけ行ったのですかということによろしいですか。

○安斎委員

なぜというか、そこら辺のどこに課題があって、そのパークゴルフ場を見に行っているかということ。現場視察したというのですから。

○市長

御指摘のとおりおこばち山荘に伴う自然の村にありますパークゴルフ場、今は利用者が大変減少しているところでございます。今、パークゴルフに限らずではありますけれども、私は、健康増進の公約に対しては非常に意識を高く持っておりますので、それをよりよく活用すべきなのか、または今後における運営のことについても、私自身なりに把握、勉強はしていかなければならないと思っております。また、その利用されている方々が、パークゴルフに対してどのように携わられているのか、またそれが本当に健康増進に結びついていくのか、自治体によっては、パークゴルフを健康増進として中心に取り組んでいる自治体もありますから、そのようなことをしっかり勉強しなければいけないという意識は持っているところではございます。

○安斎委員

銭函パークゴルフ場は、市が税金を支出して指定管理者が運営している。第三セクターも同様だと思います。それと、民間のパークゴルフ場を見て、それをどういう運営がいいのかというのはどこが参考になったのでしょうか。普通だったら、どこか他都市のパークゴルフ場を見に行つて、他都市がこういう取り組みをしているから小樽市で

も生かせる、これが行政視察ではないですか。

○市長

パークゴルフ場においては、経営の管理者もそれぞれ違いがあります。小樽市内だけでも、そのように民間で行っているところもあれば市としてかかわっているところもございます。

また、銭函においてのパークゴルフ場は、ほかの民間に比べますとホール数も少ないというようなお話もあったり、また芝の管理においての御指摘等も聞いているところでございます。民間で取り組まれているほうが、その管理方法が非常に高いというようなお話も聞いているところなので、そのようなこともいろいろ視点を考えながら勉強するということは、私としては重要なことなのかなと思っております。

○安斎委員

そして、銭函パークゴルフ場と自然の村パークゴルフ場は、どういうふうにしたらよろしいかなというふうに思い始めましたか。

(「まだ」と呼ぶ者あり)

まだない。

そうしたら次に……

(発言する者あり)

(「ひどい」と呼ぶ者あり)

(「それはひどい」と呼ぶ者あり)

ワインの丘パークランドですけれども、市長の後援会の幹部の方が運営されていると。そういったことを踏まえると、カルデラの味覚まつりに行った後に、パークゴルフ場に挨拶に立ち寄ったのではないかというふうに疑われるわけです。なので、質問させていただいたのに、最初は行政目的も答えず、聞けば今度は市民の活動の激励だと、それだけですかという、今度は健康増進の目的を考えてのそういったゴルフ場の運営だと、聞けば聞くほどどんどん違う理由が出てくるのですけれども、何で最初にそのことを言っていただけなのですか。

(「いつものこと」と呼ぶ者あり)

(「結局苦し紛れの答弁だ」と呼ぶ者あり)

(「そごばっかり」と呼ぶ者あり)

○委員長

答弁をお願いいたします。

(「それで許してくれるのなら、それでもう終わり」と呼ぶ者あり)

お静かにお願いいたします。

(「変節しすぎだよ」と呼ぶ者あり)

質問の意図は伝わっていますか。もし、もう一度言っていただく必要があるのだったら言っていただきますけれども。

○市長

当初、安斎委員から御質問いただいたときに、市政運営に支障を来しかねないようなこともあるのではというお話をさせていただいたところでございます。一つのことについて説明をすることは可能な部分ももちろんあるのですが、当然に先ほどお話しさせていただいたようなこともございますので、一定の行政目的であったりとか、そのような範囲の中でお伝えし、全て一律でお答えしたほうがよいのではないかという、そのときの判断でござい

(「よくわからない、一律って何だ」と呼ぶ者あり)

(「一律って」と呼ぶ者あり)

(「よくわからない」と呼ぶ者あり)

○委員長

それは本会議でもありましたけれども、いつとき。

(「それはそうだけれども」と呼ぶ者あり)

(「よくわからないんだ」と呼ぶ者あり)

そういう答弁だったので、まず次、お願いいたします。

(「答弁になってない」と呼ぶ者あり)

(「時間入れないで、もう一回やってもらいましょう」と呼ぶ者あり)

意図が違ったらあれですけども、もう一回説明しますか。

○安斎委員

やはり疑問に思うのは、最初に、私が 8 個の行政目的を聞いたのですけれども、市政上、差しさわりがあるのでと答弁拒否されたのですよね。今、聞いたら普通に答えていただくと、これは整合性が合いませんよね、委員長。

これは、差しさわりなかったのではないですか。

(「どこが差しさわりなの」と呼ぶ者あり)

○委員長

それで、本会議で、その後、再質問で一つ一つだったかあれですけども、答えているのだと思います。だから、差しさわりのない範囲で判断してここで答弁したのではないかと、私が言うのも変ですけども。

○安斎委員

それは、最初のこの答弁をやり直したのは、もっと丁寧に答えられたのだと思うのですよね。

いいです。そうしたら次に質問いたしますけれども、では、その翌月にワインの丘パークランドでパークゴルフ大会が開催されて来賓として呼ばれていますけれども、わざわざその日ではなくても、この日に見ればよかったのではないのでしょうか。

(発言する者あり)

○(総務)秘書課長

翌月、こちらのワインの丘パークランドで大会がございました。市長は来賓という形で御招待を受けていました。それも事実としてございます。8 月 1 日、これは赤井川村がメーンといいますか、赤井川村のカルデラの味覚まつり、こちらで赤井川へ行ったついでに帰り道でありましたので、こちらに。

(「ついででないよ、行政視察なのに」と呼ぶ者あり)

(「ついでではないでしょう、行政視察に」と呼ぶ者あり)

道すがらこちらで市民の激励と視察という形で寄ったという形でございます。

(「ついでになって失礼だよ」と呼ぶ者あり)

(「行政視察だって言って、ついでに行っているなんて理解できない」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○市長

安斎委員がおっしゃっているのは、9 月 6 日の市民体育パークゴルフ大会ですか。このときにおいては、おっしゃるように来賓として伺わせていただきまして、それこそ大会の激励、挨拶もさせていただいたところでございます。その後、小樽公園のグラウンドへ移行する時間、そんなに長い間、その場所にいたわけではございませんので、それこそその場においては行政視察ということではなく、激励の来賓に伴う挨拶で伺わせていただいたのが目的でございます。

○安斎委員

今の市長の答弁の前に、秘書課長がおっしゃった、その「ついで」というのは、行政視察というの、やはり事前に相手方に、この日の何時に伺ってこういうところを見たいからこうする、こういうの見させてくれというのが普通なのに、ついでにというのは、ただ立ち寄っただけなのではないですか。行政目的というのが、そもそもうそだったのではないかと思われるのですけれども、裁いてもらってよろしいですか。

(「ついでにって何だ、ついでにって」と呼ぶ者あり)

○委員長

秘書課長、いかがですか。

(「その利用の仕方が悪いとか言っているのではなくて、どんどん違う答弁が出てくるのがおかしいと思っているのですよ」と呼ぶ者あり)

公用車の運用ですから、事前にこういう日程で動かしますということは決まっていたのですよね。

(「でも、ついでにというところ、決まっていなかったのではないですか」と呼ぶ者あり)

(「気まぐれで行っている」と呼ぶ者あり)

そこを多分ついでということは、そういう予定外に寄ったのではないかみたいな、そういうニュアンスに聞こえるのですけれども……

(「ニュアンスっていうか、そういう言い方している」呼ぶ者あり)

どうなのですかと。

(「今、思わず言ってしまったということでしょうね」と呼ぶ者あり)

○市長

私自身、今までも運用基準については明確なものはございませんというお話をさせていただいたところでございます。私自身は、先ほど来、お話ししているように、それについて気になった部分とか確認をさせていただいたりとかしている部分もございます。先ほどのパークゴルフ場もそうですし、例えばこちらで御指摘いただいている蘭島海水浴場、塩谷海水浴場、これらにおいても、もともと予定していたわけではございません。その帰りに伴って、海水浴場における現状を確認したいという思いから寄らせていただいたところがございますけれども、私自身、今その公務を自分なりに地域の実情だったり現状だったり、また先ほど秘書課長からあったような激励等も含めて公務の一環として私なりに取り組ませていただいているというところでございます。

(「秘書課長のさっきの「ついでに」というのには何にもなってないでしょ」と呼ぶ者あり)

○安斎委員

私が言いたいのは、今、市長の思いはわかりましたと。だけれども、結果これは公務の遂行上、必要な移動の間の中に立ち寄ったということだというのですね、ついでにという。公務だったのではないのですよね、そうしたら。

それは、私は公務だと思っているけれども、そもそも最初から予定していた行政視察だという公務ではなく、道中についでに寄ったけれども、それを公務だと言っているということを確認してください。

○委員長

それは私に言っているのですね。

(「議事進行だ」と呼ぶ者あり)

(「議事進行、答えてないから」と呼ぶ者あり)

ついでにということは、今、説明していただいたとおりなのですから、どうですかということなのですから、これについていかがですか。

○市長

私は、それを公務として取り組ませていただいているところでございます。

○安斎委員

だから、「ついでに」でいいのですか、公用車で。しかも議会答弁では行政視察と言って。本来であれば、先ほど話をしましたけれども、相手方がいることですから、ここに目的を持って、公用車の運用、市の職員ですから、そこに人件費も発生しますし、ガソリン代も発生するのだから。効率的な運営をする以上、ついでに寄るということとはあり得ないのですよね。たまたまお昼に御飯を食べに行くというのは、これは公務遂行上必要だと思うのですが、たまたまついでに立ち寄ったところを、それを公務ですと言うその意識が、私はどうしても理解できないのですよ。

では、もう一つ伺います。このパークゴルフ場は健康増進を目的としていることですが、市内には、もう一つ民間経営しているパークゴルフ場がありますけれども、そこには何で視察に行かないのでしょうか。

(「必要がないから」と呼ぶ者あり)

(「知り合いがいないから」と呼ぶ者あり)

(「銭函パークゴルフ場だって行っていないんじゃないの」と呼ぶ者あり)

○市長

公用車を利用させてもらって行ったことはございませんけれども、小樽グリーンパークにも行かせていただいております。

(「それは行政目的じゃないな」と呼ぶ者あり)

○安斎委員

ワインの丘パークランドは公用車、小樽グリーンパークは公用車ではないと、これは何でなのですか。どちらも行政視察なのではないですか。どうしてそう使い分けるのですか。それが公務だというのだったら、もう公務だといって小樽グリーンパークも行けばよかったのではないですか。

○委員長

答弁をお願いいたします。

(「市長しか無理だよ」と呼ぶ者あり)

(「その日、なぜ行かなかったのかということですか」と呼ぶ者あり)

なぜ公用車で行かなかったのですかということですよ。

○市長

その日自体に小樽グリーンパークに立ち寄ること自体は考えていたわけではございません。小樽グリーンパークそのものも、そのときにもう既に私は存じてはおりましたので、その日は立ち寄らなかったというところでございます。

(「いやその日じゃなくて、その日じゃなくて」と呼ぶ者あり)

(「それ意味わかってないんだよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

なぜワインの丘パークランドは公用車で行って、小樽グリーンパークは公用車を使わなかったのですかと。

(「公務だっていうならどちらも使っているのではないのですかという」と呼ぶ者あり)

そういう意図だったと思うのですが。

(「グリーンパークへは行ったんだろう」と呼ぶ者あり)

(「自前で行ってはだめだということですか」と呼ぶ者あり)

(「じゃなくて、だめとかではなくて」と呼ぶ者あり)

安斎委員、もう一回説明してください。

(「わかってないんじゃないの」と呼ぶ者あり)

(「だから、私らみんなわかるんだよ」と呼ぶ者あり)

○安斎委員

ワインの丘パークランドは行政目的があって明確な健康増進、あと市民の皆さんが活動している様子を見て、それを小樽市営の銭函パークゴルフ場、自然の村というところに生かしたいという思いで公用車で行ったと。まず、今の疑問点は、ついでにというのがまずよくわかっていない、そこはまだ答弁いただいていないと私は思っているのですけれども、まず置いておいて、では公用車でワインの丘パークランドは行っているのに、小樽グリーンパークには行政目的として行っているのに何で公用車で行かなかったのかということを知っているのです。そのときはタクシーチケットを使いましたでもいいのですよ。

○委員長

ということで、再度説明をいただいたのですけれども、いかがですか。

○市長

小樽グリーンパークに、その目的を持っていくときには公用車を利用させていただこうかなというふうに思っておりますけれども、そのときに行かせてもらったのは、小樽グリーンパーク自体においての私なりに見に行かせてもらったということでありましたので、それは行政目的そのものが理由で、私は、自分の車で行ったわけではございません。

○安斎委員

いろいろ細かいところばかり聞いていますけれども、結果、私は何が言いたいかというと、市長の行動には計画性がない。思いつきで公用車で行ったから、ついでにあそこも、では行政目的としてつけて行ってしまえばいいかなとか、そういうふうに思ってしまうのですね。

(「それは私的利用だ」と呼ぶ者あり)

最初からきちんとこういう計画で、小樽市内のパークゴルフ場をこういうふうにしたいから、こういうところを見に行って、この日にこういうふうに見に行って、その後では原課に伝えて、来年度はこういう予算でやってもらおうとか、そういうふうと考えて行くのが公用車を使って、公務として、そして市政のトップとしてやるべきものだと思うのに、カルデラの味覚まつりの後、帰り道にあるから寄ってみようとはニュアンスが全然違うのですよ。計画性を持ってやっていただかないといけませんし、結局、パークゴルフ場の部分で、ワインの丘パークランドが何で言われるかというと、後援会の幹部の方が運営しているから、ただ支持者周りしているのではないかと疑われてしまうのです。私は、昨年第3回定例会でもこれを指摘しているのですよ。なのに、またこういう使い方をしているから、質問させていただいているのです。

次に、市長が、その後に、末広町に行ったと。福祉行政についての打ち合わせだというのですけれども、そもそも福祉行政というのは何なのでしょう。インターネットで検索しても、全然出てこないのでも示していただけませんか。

○委員長

答弁お願いいたします。福祉行政の意味。

(「わかりますか、福祉行政」と呼ぶ者あり)

再々質問への答弁ですよね。

○安斎委員

そうです。明確に福祉行政と言ってらっしゃるので、私は福祉行政と調べたのですけれども、出てこないのです。

(発言する者あり)

○委員長

どなたか、お願いいたします。

(「福祉行政、言葉の意味ですか」と呼ぶ者あり)

(「末広そのものがよくわからない」と呼ぶ者あり)

(「何の目的と答えたでしょう」と呼ぶ者あり)

(「末広って、そもそも何なの」と呼ぶ者あり)

(「それはわかんないんです」と呼ぶ者あり)

(「それも聞かなければだめでしょう」と呼ぶ者あり)

(「聞かないとわからない」と呼ぶ者あり)

(「でも、行ってないですよ、言葉だけで」と呼ぶ者あり)

前提があればなので、そのくんだり、安斎委員がどういう再々質問で、どう答えたかというのはありますか。

(「市長から福祉行政と答えたのですよね」と呼ぶ者あり)

私の記憶では福祉行政と答えたという……

○安斎委員

再々質問前の私の指摘に対して「市政にかかわる打ち合わせ、末広のことにおいては福祉行政について、阿久津内科には医療行政についての打ち合わせでございます」とおっしゃっていたので、福祉行政というのは何なのかというのを私がインターネットで調べたら、一つも出てこないから勉強のためにお聞かせくださいとお願いしたのです。

○委員長

再質問に対する答弁では、末広町へは市政にかかわる打ち合わせで行ったのだということを聞いて、それで安斎委員が行政目的は何なのだと聞いたら、今、言ったように福祉行政でというふうに答えているのですと。その福祉行政は、どういう意味ですかと。

(「福祉を公表すると」と呼ぶ者あり)

(「市長、自分で答弁したんだから、わかるじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「いや、ちょっとあれだな」と呼ぶ者あり)

(「ちょっとあれだけど」と呼ぶ者あり)

(「もう少し待ちましょう」と呼ぶ者あり)

(「再開するんだけど」と呼ぶ者あり)

(「余りにもひどいもの。末広そのものも何だかわからない。」と呼ぶ者あり)

(「福祉行政とは何なのかということですか」と呼ぶ者あり)

(「福祉行政とは何かと言っている」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○安斎委員

この後、医療行政についても伺いたいところなので、この2点、明確にお答えいただいて、私がいくら調べても出てこなかったのでお聞かせいただきたいということで質問をしているのですけれども、それを明確にお答えいただけるように、少し御配慮をお願いしていいですか。

○委員長

この後、医療行政についても聞きたいということなので、もしその福祉行政と医療行政について、すぐお答えが出るようでしたら、このまま続けたいと思うのですけれども、例えば正確性を期すために、もう少し時間が必要だということであれば休憩せざるを得ないのですが。

○（総務）秘書課長

安斎委員の再々質問前のメモで福祉行政、それから医療行政という部分で、いわゆる一般論として福祉に関しての事項、医療に関しての事項という形で、そういう意味合いにおいて……

（「ニュアンス」と呼ぶ者あり）

（「全然わからないよ、それでは」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

だと思います。

○委員長

そういう意味合いでまず使ったということなので。

（「いや、市長が発言しているのに、何で秘書課長が答える」と呼ぶ者あり）

だから、そこから先は、もう一回質問で追及していただきたいと思います。

（「だって答弁が正確ではないものね」と呼ぶ者あり）

（「福祉行政の定義は何ですかと聞いているのに、一般的につて」と呼ぶ者あり）

どこが不十分なのかも含めて、もう一回指摘していただければと思います。

（発言する者あり）

○安斎委員

いいですか。福祉にかかわる行政、それを福祉行政と言いましたと言うのならわかるのですが、私が聞いているのは、どこの所管なのかと聞いたら、福祉行政とお答えになったから、福祉部に関することだと答えればいいのに、福祉行政とおっしゃるものだから、福祉行政というものがあるのかと、医療行政にかかわるものは小樽市にあるのかと調べてみたら出てこないものですから、この定義について伺いました。だけれども、福祉にかかわる行政ですと言われると、それだと私の質問を全てその場しのぎで、ただ言い逃れしているようにしか感じないものですから、正確性を期すために、私としては福祉行政とは何なのかと、そうしたら市長は福祉行政をどうしたいのかと、そして小樽の福祉はどうしたいのかというところに質問をしていきたいのに、それについて何もないものですから、私としても、この質問でやっていくしかないと思って、今回恥ずかしながら、私が無知なもので、だから福祉行政何なのかと聞いたのです。

でも、それについてきちんとお答えいただけないので、明確に言葉の定義をお示しいただいて、小樽市は、それはどこにかかわっているのかというものをお聞かせいただければ、そういうことで、では小樽市としてどういう課題があって、そういうことを……

○委員長

そこから先は、また別の質問に。

明確に福祉行政、医療行政も含めてですけれども、言葉の定義をお示しいただきたいということによろしいですか、簡潔に言えば。

○安斎委員

はい。

（「末広の確認でしょう」と呼ぶ者あり）

（「だめなんだ、答えさせたってだめなんだから。」と呼ぶ者あり）

（「何て答えたらいい。言葉の定義」と呼ぶ者あり）

（「言葉の意味ですね」と呼ぶ者あり）

（「福祉行政」と呼ぶ者あり）

（「行政、福祉について、ついてだいいと、もともと。この行政をつけたのが問題だと」と呼ぶ

者あり)

(発言する者あり)

(「いや、でも行政を使っているんだから、行政なのだから、福祉行政とは何と答えてもらえれば」
と呼ぶ者あり)

(「こんなのじゃ予特にならない」と呼ぶ者あり)

(「これから福祉の話に持っていきたかったんですけども」と呼ぶ者あり)

(「それと何回も説明していて、3 日ぐらい時間を費やすこと」と呼ぶ者あり)

○総務部次長

福祉行政と、それから医療行政ということですが、福祉行政というのは、小樽市役所でいきますと福祉部で所管する事務全般のことだと思います。それから……

(「と思いますとは、どういうこと」と呼ぶ者あり)

医療行政は医療関係、医療保険部もそうですし、それから病院、保健所、そういうようなところで所管する業務というふうに考えております。

○安斎委員

思うと考えているで、行政の所管の部分は答えていいのですか、委員長。

(「思うでいいのか」と呼ぶ者あり)

○委員長

私に聞いているのか。今、だからまず。

(「だから、答弁としてなるのかって」と呼ぶ者あり)

(「定義を聞いているのですけれども、思うではなくて」と呼ぶ者あり)

私と安斎委員がやりとりをしてもしょうがないので。

市長の答弁について次長が答えたから、市長はこういう意味合いで答えたと思いますということで、思うという言葉を使ったと私は思っているのですけれども。

(「でも、それは市長の言葉ではないじゃないの」と呼ぶ者あり)

(「市長の思うではなくて、これは定義を聞いているのだもの」と呼ぶ者あり)

(「それなら市長、自分で答えなければだめでしょう」と呼ぶ者あり)

定義として、だから次長としては、私がやりとりしてもあれだけれども。

(「福祉行政って何なのか」と呼ぶ者あり)

福祉部所管のことで、医療行政は医療保険部の所管のものでということです、よろしいのですか。

(「本当にいいのですか」と呼ぶ者あり)

(「その答えでいいですか」と呼ぶ者あり)

それでいいのですかというのは質問でやってください。

(「随分と進めますね」と呼ぶ者あり)

いや、全然進めていないよ。

○安斎委員

そうしたら、今の定義でいきますけれども、では小樽の福祉行政のどこに課題を持たれて、その打ち合わせをされたのか、お聞かせください。先ほどパークゴルフ場は健康増進とかと言ってましたから。

○委員長

打ち合わせ、やっていないのではないの。

(「私は、いただいたこの行政目的について、全てそれぞれ質問しますということでお話しさせて

いただいたのですけれども」と呼ぶ者あり)

(「なんだかよくわからないですね」と呼ぶ者あり)

(「その場しのぎで再質問とかに答えているから、こうになってしまうのですよ」と呼ぶ者あり)

(「ひとり言はやめたほうがいい」と呼ぶ者あり)

今の質問の意図は通じましたか。

(「わからないのなら、向こうからあれですよ、打ち合わせる時間をいただきたいとなるんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○市長

今の 2 点、末広町の福祉行政のことにおいてと阿久津内科においての医療行政については、市政運営に支障を来しかねないので、詳しくは恐縮ですが、答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

(「市政運営ってどうしてなの」と呼ぶ者あり)

(「末広って、どういうものなのですか」と呼ぶ者あり)

(「市政運営、答えられないから、そう言っているのではないですか」と呼ぶ者あり)

○委員長

答えられないということだそうです。

(「いやいやそれ違う」と呼ぶ者あり)

(「それはだめだわ」と呼ぶ者あり)

○安斎委員

もう一回説明しますけれども、いいですか。市政運営に支障を来たすとかなんとかとおっしゃいましたけれども、福祉についてどういう課題を持っているかと聞いたのに何でそうなるのですか。小樽市の福祉について、どういう課題を持っているのかという質問なのです。どういった課題を持っていて、例えばその打ち合わせの細かい部分になるということであれば、それだと今後の意思形成過程となるのですけれども、私が聞いているのは、小樽の福祉にどういう課題を持って、そういう公用車を使用して打ち合わせをしていったのですかということなのです。

○委員長

そうすると、また先ほどの質問から随分広がってしまうのですけれども。

○安斎委員

だから福祉の課題について聞いているのです。

(「それが答えられないというふうになるんですかと」と呼ぶ者あり)

○委員長

つまり末広町に行く、福祉行政のその打ち合わせは、どういう課題を持っていこうと思ったのですかという意図でよろしいですか。

○安斎委員

私は、末広町の施設について聞いているわけでもないし、個人宅であれば、なおさら聞けないわけですよ。ただし、末広町と大ざっぱだから、別にどこの問題を言っても特定されるわけではないしということなので。

○委員長

その福祉部の所管の部分のどこの課題について何う予定だったのですかということですね。

(「地名か、施設名かな」と呼ぶ者あり)

(「いや、わからない。それを聞こうとは思っていないし、別にその運用の仕方も悪くないですけども、ただ政策議論をというところが」と呼ぶ者あり)

まず少し答弁を待ってください。

(「何で自分で言って自分で」と呼ぶ者あり)

お静かに、まず。

(「それで支障があるって話になるのかな」と呼ぶ者あり)

(「今そこで答弁考えていたらだめではないですか」と呼ぶ者あり)

(「ちゃんと事実を聞いているのに」と呼ぶ者あり)

(「うん、事実を聞いているのに、今ここで答弁作っていたらだめではないですか」と呼ぶ者あり)

(「いや、余りにひどいわ、委員長、ひど過ぎる」と呼ぶ者あり)

(「ひどいわ」と呼ぶ者あり)

(「ちょっととめて整理したほうがいいよ、一旦」と呼ぶ者あり)

すぐ答えられますか。

○市長

御指摘の答弁になるかわからないですけども、老人対策であったりとか介護にかかわるような範囲のお話でございます。

(発言する者あり)

(「そんなこと言ったって、そんなもの、したらとってつけたようなことだ」と呼ぶ者あり)

(「課題と聞いたのですけれども」と呼ぶ者あり)

(「死を重んじるってことか」と呼ぶ者あり)

○委員長

その課題だということ。

(「老人対策って何ですか」と呼ぶ者あり)

それは、だから新たに質問で聞いてください。新たな質問で課題を。

(「介護、高齢者福祉とかさ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○安斎委員

もう本当にその場しのぎの答弁で本当に嫌になるのですけれども、そうしたら、老人対策と介護のどこに問題があったのですか。どこに課題があるかというのを言ってもらわないといけないのではないですか、市長としてそういう行動をされているのですから。小樽は高齢化率が36%で独居老人が幾らあって、その中で私としてはこういうふうに政策を進めていきたいというのが、市長の回答ではないのでしょうか。このような回答されていたら、何回も何回もこういうやりとりをしなければいけないですから、きちんと福祉行政と医療行政について明確にどこのどういう課題があって、私は行動したと、それについては私はこういうふうに市政を考えている。これ以下のことは、相手の施設のこともあるし、今後の意思形成過程に影響するので、これ以上はお答えを差し控えるというぐらいまでお答えいただけるようにしてください。

○委員長

答弁お願いいたします。

(「差し控えるは言っているのかな」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「確固たる根本くらいは言えますから」と呼ぶ者あり)

(「いや、でも、そのとき行けませんでしたからね」と呼ぶ者あり)

(「いや、行けないのではなくて、だって課題があって行こうとしていたわけですよ」と呼ぶ者あり)

(「そうそう」と呼ぶ者あり)

(「打ち合わせで。行けなくても、会えなかったけれども、私はこういう課題を持って行きました」と呼ぶ者あり)

(「行こうとしたという」と呼ぶ者あり)

(「いいじゃないですか。それぐらい自分でおっしゃったのだから答えられるのに」と呼ぶ者あり)

(「委員長、1 回整理してもらったほうがいいのではないですか」と呼ぶ者あり)

今の安斎委員の指摘である、先ほど市長が答弁した老人対策とか介護の部分について、もう少し詳しく、きちんと具体的にお願ひできるのかどうかというところは。

(「だけど、小樽市の政策のことですよ」と呼ぶ者あり)

(「はてなはてなで余りにもはてなすぎて、よくわからないよ」と呼ぶ者あり)

(「そのときは副市長就任していないから、選任されてないから」と呼ぶ者あり)

(「ああ」と呼ぶ者あり)

(「で、わからないと」と呼ぶ者あり)

(「黙っていられても、わからないですから」と呼ぶ者あり)

(「黙っていられても」と呼ぶ者あり)

どうしますか。安斎委員、もう一回説明してもらえませんか。

(「しません、もうしませんよ」と呼ぶ者あり)

(「もうみんなわかっているよ、それは、普通に聞けばわかるよ」と呼ぶ者あり)

(「委員長、それはちょっとだめだわ」と呼ぶ者あり)

市長に通じないと、話の意味がないので。

(「周りの人、みんなわかってるんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「周りみんなわかってるでしょう。わからないの、当人だけだ」と呼ぶ者あり)

(「ちょっと余りにも適当な答弁すぎますので、ちゃんとしてください」と呼ぶ者あり)

どなたか答弁できますか。というか、市長でないと恐らくできないと思うのですけれども。

(「できるわけないよ」と呼ぶ者あり)

(「市長じゃないと、できないでしょう」と呼ぶ者あり)

(「動議を出したら」と呼ぶ者あり)

それでしたら、答弁調整するために時間が必要だというのでしたら休憩をとりますけれども、いかがですか。

(「医療行政と福祉行政」と呼ぶ者あり)

(「考え、これ、だって、自分の課題だと思って行ったのだから、ぼんと答えてもらえば」と呼ぶ者あり)

(「だって答えているんだもん」と呼ぶ者あり)

答えていただければ一番早いのですけれども。

(「これ以上やっても」と呼ぶ者あり)

(「だめだ」と呼ぶ者あり)

例えば、休憩が必要ならばとりますけれども。

(「とったほうがいいよ」と呼ぶ者あり)

(「だってこのまま黙られたってしょうがない」と呼ぶ者あり)

(「とったほうがいい」と呼ぶ者あり)

(「黙っているんだもん、森井市長」と呼ぶ者あり)

(「副委員長、言って、議事進行」と呼ぶ者あり)

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

鈴木委員。

○鈴木委員

先ほどの安斎委員の大変かみ砕いてわかりやすい質問に対しても、よく伝わらないふうに、なかなかきちんとした正確な答弁がいただけないし、先ほどの医療行政等の何の目的かということで答えられないというお話もありましたけれども、やはりしっかり議事を整理していただいて、その答弁に対して真摯に答えていただけるようにお時間をとっていただきたいと思います。

○委員長

今、鈴木委員からの議事進行で休憩をという話でしたけれども、暫時休憩をいたします。その間に安斎委員を含めて調整をお願いいたします。

休憩 午後 4 時 20 分

再開 午後 5 時 19 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

それでは、答弁からお願いいたします。

○市長

この間、調整にお時間をいただきましてありがとうございます。

先ほど、安斎委員から私が答弁した福祉行政、医療行政についてどのような課題で訪問したのかとの御質問がありました。8 月 1 日におきましては、介護医療療養病床の転換の課題、12 月 21 日におきましては周産期医療の再開の課題であります。

○安斎委員

市長の公約に、医療機関と連携し、小児健診の充実を図りとか、周産期医療実現などと書いているから、何かこういったところの公約についての課題もあったとかと言えば、このように時間をとらなかったのかなというふうにするわけではありますが、一問一答でその場での質疑ですから、なかなか私の質問の仕方も悪かったりして、御答弁を正確にいただけないということもありますので、まずこの福祉と医療の関係の質問については先に進めさせていただきます。

あと 1 点だけ、これ以外に気になっているところがありまして、平成 27 年 8 月 22 日の共和町の共和かかし祭りから蘭島、塩谷に行って、手宮ピアガーデンに行き、運河公園に行ったと。

ただ、蘭島、塩谷の海水浴場の視察ですけれども、昨年からおたるドリームビーチの問題があって、私としては代表質問等を含めて、小樽の海岸全体を含めたそういった海水浴場なり港湾行政なりクルーズ客船とか貨物船とかいろいろな海の資源を生かしたトータル的なビジョンを市長が示して、来年度に取り組んでいってはどうかと言ったのですけれども、ことし、海水浴場の補助金が、例年と同じようなものであって、ルールづくりもおたるドリームビーチだけの単体のもので、塩谷、蘭島を含め、その他いろいろな海水浴場についてもその思いを語っていた割には、何も変わっていないなというのがあり、それでは海水浴場の視察に行って何をしてきたのかというところを質問させていただきたいと思います。

○市長

海水浴場のさまざまな課題を解決しながら、私がお話しているようなビジョンというか、具体的な形になってく

るには時間がかかると私は思っているところでございます。そのような中でも、このたびおたるドリームビーチが再開に至ることができたという点、またはおたるドリームビーチそのもの、そこだけですけれどもルールづくりに着手し、まずは形になったという点においては、私としては一歩進んだという理解をしているところでございます。

私は、昨年、蘭島、塩谷を見に行ったのは、海水浴場を本当は全部見に行ければよろしいのでしょうけれども、残念ながらそこまでの時間的余裕がなく、その２カ所のみになってしまったところですが、昨年、おたるドリームビーチが開設されなかった。いわゆる閉鎖されたことによって、そこに来られていたお客様の動向が非常に気になっていたところでございます。それが、ほかの海水浴場に移行されて、いわゆるおたるドリームビーチでいろいろ問題が起きていたようなことが、ほかの海水浴場で起こりかねないのではないかという心配をしていたところだったので、その２カ所は、特に市内において市民の皆様がよく使われる海水浴場、よく行っている海水浴場だという認識もあるので、それに対してのおたるドリームビーチを利用されていた方々が流れ込んで何か問題等が起きていないかということが一番気になった視点として２カ所見に行ったところでございます。

○安斎委員

私も日本赤十字社の奉仕団をやっております、たびたび行っていたのですが、蘭島、塩谷に関しては、やはりおたるドリームビーチに行っていた方々が来られて、家族や若い人たちが利用しているときに、少しトラブルがあったとかという話も聞きました。確かにそういった視点は必要なのでしょうけれども、私としては何で 8 月 22 日の海水浴場の閉鎖 1 日前に行ったのかと。もし、そういうことであれば、オンシーズンに行くべきであったのかなと思っておりますが、公務がお忙しかったのでそれしかなかったのだという理解にさせていただきます。

いずれにしても、今回、公用車について、いろいろと細かく聞かせていただきましたが、パークゴルフ場の視察は市民の活動の激励と健康増進を含めたスポーツ、高齢者の健康にかかわった取り組みがパークゴルフ場の視察の行政目的だったと、そういう理解でよろしいですね。

そして、ほかの部分は、先ほどおっしゃった介護と周産期医療の部分だったということでもあります。

いずれにしても、私としては、場所が場所なだけに疑われるということもありますから、やはりそういったところはしっかり疑われないような形でやるべきだと思いますし、昨日、秘書課長が公明党の質問で、判例に沿って答弁されていましたが、滋賀県大津市では、公務遂行上に冠婚葬祭といったことが入るということはあるだろうというふうに監査の意見で書かれているのです。その中で、ただし市民に疑いを持たれるような仕方は避けるべきだというふうになっています。

第 3 回定例会において、私が質問させていただいたときも、大津市の住民監査請求を取り上げてお話しさせていただいて、公用車の基準はつくっておいたほうがいいのではないですかと言ったのに、今、1 年たってもまだそこまで行っていないということで、今回、指摘させていただきました。

最後に、公用車の使用の規約が要綱わかりませんが、そういった基準を設けるつもりがあるのかないのか、その点について確認させてください。

○（財政）契約管財課長

公用車の管理規程という小樽市車両管理規程というのが現状ではございまして、それには公用車の使用云々というのは具体的には規定されておりません。内容的には、車両管理責任者というのを設けて、それは車両を保有している課などに設けると。運転につきましては、その管理責任者の指示によらなければならないという規定だけが載っております。道内他都市などを確認したところ、同じような規程のところもあれば、具体的に公務でないとだめだというような規定がされている規則なり規程なりを設けている市があります。そのような他都市の規程などを参考にしながら、今後、小樽市の現在の規程を変えていくのであれば、どのようなものかというのを今後研究して、いい方向で考えたいと思っております。

○安斎委員

道内他都市では、そういった私的に使うとかといった基準を設けているというのはなくて、道外で 2 件ほど、議会事務局に確認してもらったら、公用車は公務でなければならないみたいな規定を設けているところもありましたので、研究して、そして規則を設けるだけではなくて、それに準じて市民の方に疑われないような形で公務を遂行していただきたいと思います。

なお、市長の言われる公務が本当に公務なのかというのは、私にとってもそれは本当にそうなのかなという部分もあるので、これは市民の皆さんに判断していただければいいかなと思っております。

◎周産期医療について

最後に、周産期医療の問題について質問させていただきます。

再質問のところで補助金があったけれどもどうするのだということで、その使い道と周産期医療の再開に向けたところの活用は別だけれども、そのやり方がどうしていいかわからないから今回盛り込まなかった。ただし、今できる行政支援については研究したいというような御答弁をいただきましたけれども、その中でニーズについて把握をしていきたいということも答弁されていたのですが、私としては、なぜ今こういう現状にあるのに、そのニーズを把握していないのかというところが疑問であります。

なお、答弁の中では、市長への手紙やメールで、現時点ではそういったニーズは確認できていないということがありましたけれども、受動的ではだめだと思うのです。やはり能動的にみずからそういった声を把握して、今できる支援をしていくべきだと私は思っています。ですので、質問としては、なぜニーズをまず把握していないのか、今後いつまでに把握するのか、そしていつまでに今できる行政支援をするのか、これだけ明確にお答えいただきたいと思います。

○（福祉）主幹

ただいま安斎委員の御質問にありました、ニーズ調査をなぜ今までしていなかったのかということなのですけれども、先ほど御質問の中にもありましたけれども、第一に小樽協会病院での一日も早い分娩再開に全力を傾けていたということ。

それと、メールやお手紙の中では、分娩施設が 1 施設ということへの不安についての御意見が主なものだったということから、ニーズ調査は行っていなかったものです。

あと、二つ目の御質問にありましたニーズ調査の実施時期とできることということなのですけれども、具体的なものについては以前の答弁と同じように今のところお示しすることはできませんけれども、妊産婦の皆様への支援、それだけには限定せず、子育て支援という枠組みの中でニーズ調査のあり方も視野に入れながら、どういった支援ができるのか、そういうものについて今後研究してまいりたいというふうに考えております。

○安斎委員

◎子育て支援について

では最後に、私が総合戦略を見ていたということで、企画政策室主幹に来ていただきましたので、1 問だけこれにかかわって質問させていただきます。今、御答弁で子育て支援ということをおっしゃいましたが、子育て支援の中の乳幼児医療助成事業が、代表質問でもいろいろと K P I の部分に触れましたけれども、受給者 1 人当たりの助成額が現状値 1 万 4,686 円、目標値が 1 万 4,686 円と同額だということは、どういうことだという疑問を先ほど見ていて思いましたので、これについて御説明をいただいて、本当に子育て支援を小樽市として力を入れてやっていくのかという意気込みを、最後に、市長からお聞かせいただいて、終わりたいと思います。

○（総務）企画政策室富樫主幹

ただいま安斎委員から御質問がございました乳幼児医療の助成費用につきましては、同額を見込んでいるということでございますが、これについては総合戦略策定時点では当該事業に係る拡大の規模や内容が未定であったため、

平成26年度の現状値を見込んだものでございます。

○市長

私自身公約の中でも「住みよいまち、人にやさしいまち」という表現をさせていただいております。これは、子育て世代に限らずではありますけれども、やはり子育て世代の方々が、このまちで子供たちを育てやすいと思っていただけることが非常に重要だというふうに思っております。

また、子供たち自身にもこのまちで育ったと言っていただくためには、やはり両親が育てやすい環境であるということも非常に重要だというふうに思っておりますので、周産期医療はもちろんのこと、子育て支援に対してしっかりとこれから具体的に検討して、政策展開ができるように努力してまいりたいと思っておりますので、引き続き、皆様からの御指導、御鞭撻を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長

新風小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。